

# 保育部会 常任委員会

日時：令和6年10月1日（火）午後3時～5時

会場：大阪府社会福社会館 3階 301会議室

---

・ 部会長挨拶

## 《協議題》

1. 大阪府からの報告について

2. 中央情勢について … 全保協ニュース No.19-22

3. 令和7年度大阪府の施策・予算に対する要望書について … 資料1

4. 保育士等キャリアアップ研修（保護者支援・子育て支援）について  
… 資料2

5. 第47回保育海外研修について … 資料3

6. 調査研究委員会からの報告 … 資料4

7. 地域貢献事業推進委員会からの報告

8. 大阪府保育士会からの報告

## 9. 各ブロックからの報告

|         |  |
|---------|--|
| 北摂ブロック  |  |
| 豊中市     |  |
| 高槻市     |  |
| 北大阪ブロック |  |
| 枚方市     |  |
| 寝屋川市    |  |
| 東大阪市    |  |
| 八尾市     |  |
| 南大阪ブロック |  |
| 堺ブロック   |  |
| 泉州ブロック  |  |
| 大阪市     |  |

## 10. その他

- 令和7年新年互礼会の日程について  
R7年1月27日（月）午後6時～8時／シェラトン都ホテル大阪
- 閉会挨拶

（常任委員会進行輪番表）

|    |    |   |    |     |     |
|----|----|---|----|-----|-----|
|    |    |   | 今回 | 次回  |     |
| 北摂 | 泉州 | 堺 | 河内 | 南大阪 | 北大阪 |

次回常任委員会：令和6年11月5日（火）午後3時～5時  
たかつガーデン 地下2階 「アジサイ」

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<https://www.zenhokyo.gr.jp>〕

## －今号の目次－

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| ◆ こども家庭庁 令和7年度 保育関係予算概算要求…………… | 1 |
|--------------------------------|---|

## ◆ こども家庭庁 令和7年度 保育関係予算概算要求

全保協ニュース No.24-18（令和6年9月2日発信）にて、こども家庭庁の令和7年度予算概算要求についてお伝えしました。9月2日付で、保育関係予算の概算要求に関する詳細資料も公表されましたので、全保協ニュース No.24-18 に一部加除するかたちでお知らせいたします（全保協 No.24-18 とあわせてご確認ください）。

### 第1 こども・若者世代の視点に立った政策推進とDXの強化

#### 2 DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減

##### (2) DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減

##### ②保育DXの推進等

##### ・ 保育DXの推進：

保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『i 保育所等の更なるICT環境整備』、『ii 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の整備』、『iii 先端的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』などを行う。

##### ・ 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な機器（AI見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を推進するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、性被害防止のための設備支援を行う。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 589億円の内数（459億円の内数）

### 事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。

### 事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

15

### 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体

【補助基準額】(1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア)1自治体当たり：5,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受検者数の割合等に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※1施設1回限り対象

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(9) こども誰でも通園事業所のICT化等を行うためのシステム導入

ICT未導入の場合・・・1施設当たり 50万円、ICT導入済みの場合・・・1施設当たり20万円

【補助割合】(1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (※) 国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 (※) 国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4

(3) (7)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※(7)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(7) 国：1/2、市区町村：1/2

(8) 国：定額

(9) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※(1)～(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 (※) 国：2/3、自治体：1/3  
(1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

(※) 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を高上げ

16

令和7年度概算要求額 49億円（－億円）

### 事業の目的

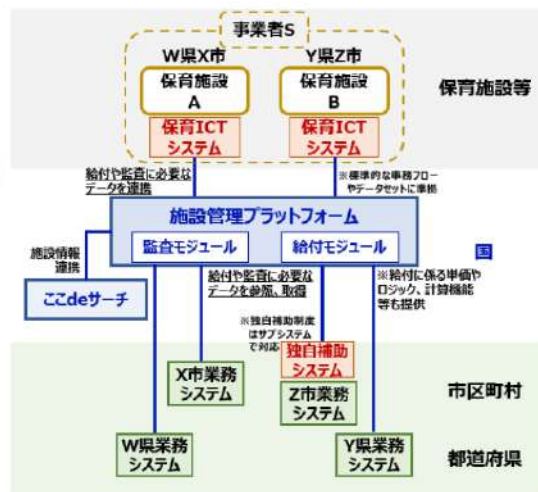
- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現することにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

### 事業の概要

- 保育施設等におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。また、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。
- こうした課題を解決し、保育における給付・監査等の業務のオンライン・ワンスオンリー（※）を実現するために、
  - ・保育施設等の保育ICTシステム
  - ・自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）等と連携し、
  - ①給付・監査情報入力機能（加算認定申請、監査調査等）
  - ②給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
  - ③監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）
 等の機能を有する全国的な基盤（施設管理プラットフォーム）を整備する。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」における議論等を踏まえつつ、検討。

【システムのイメージ図】



### 実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

12

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 589億円の内数（459億円の内数）

### 事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

### 事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が保育施設等と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

#### ①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある保育所等において、以下の取組を単一ではなく、システム間でデータ連携するなど包括的なものとして複数をショーケース化する取組に対する支援を行う。

- ・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理、実費徴収等のキャッシュレス決済
- ・午睡センサーなど睡眠中の事故防止対策
- ・AIカメラによる子供の見守り

#### ②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たった伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。

#### ③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費に対する支援を行う。



### 実施主体等

【実施主体】保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】定額

14

### 3 妊娠期からの子育て期の包括的な切れ目のない支援

#### (3) 乳幼児健診等の推進

##### ① 乳幼児健康診査の推進

- ・ 「1 か月児」及び「5 歳児」健診について、全国の自治体での実施を目指して健康診査の費用に対し補助を行う。（令和5年度補正予算の事業の継続実施）
- ・ 「1 か月児」、「3～6 か月児」、「9～11 か月児」、「5 歳児」健診等の実施を推進するための体制整備の支援を行う。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------|
| こども家庭庁 <b>「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業</b> <span>新規</span>                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 成育局 母子保健課 |
| 令和7年度概算要求額 16億円（－億円）                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |           |
| <b>事業の目的</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |           |
| ○ 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1 歳 6 か月児」及び「3 歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3 から 6 か月頃」及び「9 から 11 か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1 か月児」及び「5 歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。<br>※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことにより、全国の自治体での「1 か月児」及び「5 歳児」の健康診査の実施を目指す。 |  |           |
| <b>事業の概要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |           |
| ◆ <b>対象者</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |           |
| ① 1 か月頃の乳児 及び ② 5 歳頃の幼児                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |           |
| ◆ <b>内 容</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |           |
| 地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。                                                                                                                                                                                                                                                        |  |           |
| ① <b>1 か月児健診</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |           |
| 実施方法：原則として個別健診                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |           |
| 健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等                                                                                                                                                                                                                                                               |  |           |
| ② <b>5 歳児健診</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |           |
| 実施方法：原則として集団健診                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |           |
| 健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等                                                                                                                                                                                                                                            |  |           |
| ◆ <b>留意事項</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |           |
| (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。                                                                                                                                           |  |           |
| (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。                                                                                                                                                                            |  |           |
| <b>実施主体等</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |           |
| 【実施主体】市町村                      【補 助 率】国1/2、市町村1/2                                                                                                                                                                                                                                                         |  |           |
| 【補助単価】① 6,000円／人（原則として個別健診） ② 5,000円／人（原則として集団健診）                                                                                                                                                                                                                                                         |  |           |

52

## 第3 より良い子育て環境の提供

### 2 保育の質の向上等

#### (1) 保育の質の向上等の推進

- ・ 保育所等における保育の内容の質の確保・向上を推進するため、保育士等に対する研修を実施・支援するとともに、地域における保育の質の向上の体制整備等に関する調査研究を実施する。

<子ども・子育て支援体制整備総合推進事業> 令和7年度概算要求額 32億円の内数（26億円の内数）

#### 事業の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

#### 事業の概要

- (1) 保育の質の向上のための研修事業  
保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。
- (2) 保育士試験合格者に対する実技講習事業  
保育士試験により保育士資格を取得した、保育所等での勤務経験がない者に対し、実技講習を実施する。
- (3) 保育実習指導者に対する講習事業  
保育実習指導者を対象とし、より効果的な保育実習の実施方法を習得するため、以下に掲げる内容に関する講習を行う。
  - ア 保育実習における学生への指導
  - イ 保育実習計画の策定
  - ウ 実習施設と指定保育士養成施設が連携して取り組むべき事項

#### 実施主体等

【実施主体】都道府県又は市町村

【補助基準額（案）】

- (1) 受講者1人当たり11千円
- (2)、(3) 受講者1人当たり19千円

【補助割合】国：1／2、都道府県又は市町村：1／2

83

令和7年度概算要求額 48百万円（－百万円）

#### 事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

#### 事業の概要

都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

(中核的機能の例)

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

(想定される取組の例)

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



#### 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度）

【委託基準額】

都道府県等1か所当たり 800万円程度

81

### (3) 保育所整備費等の支援

- ・ こども誰でも通園制度や人口減少地域における多機能化などの地方自治体の取組を積極的に支援するため補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）。※併せて待機児童数等を踏まえ嵩上げの要件等の見直しを行う。

| こども家庭庁                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  | 就学前教育・保育施設整備交付金 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span> |  | 成育局 保育政策課 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------|--|-----------|
| 令和7年度概算要求額 393億円＋事項要求（245億円）                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                |  |           |
| <b>事業の目的</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                |  |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。</li> </ul>                                                                                                                                                   |  |                                                                                |  |           |
| <b>事業の概要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                |  |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 【対象事業】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所整備事業</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園整備事業</li> <li>・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）</li> <li>・ 公立認定こども園整備事業</li> <li>・ 小規模保育整備事業</li> <li>・ 防音壁整備事業</li> <li>・ 防犯対策強化整備事業</li> <li>・ 乳児等通園支援事業</li> </ul> </li> </ul> |  |                                                                                |  |           |
| <b>実施主体等</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                |  |           |
| 【実施主体】（私立）市区町村                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |                                                                                |  |           |
| 【設置主体】（私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等（公立）都道府県・市区町村（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）                                                                                                                                                                                                       |  |                                                                                |  |           |
| 【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設<br>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等<br>（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）                                                                                                                                                                             |  |                                                                                |  |           |
| 【補助割合】<br>（私立） 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4<br>（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）（※）<br>国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4<br>※要件については、待機児童数の状況や「新子育て安心プラン」以降の保育提供体制の確保の在り方を踏まえて見直しを行う。<br>（公立） 原則国1/3、設置者（市区町村）2/3<br>※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。<br>※乳児等通園支援事業の補助率は国1/2、設置者（市区町村）1/2                    |  |                                                                                |  |           |
| <b>【拡充内容】</b><br>特定非常災害指定された自治体について、発災後3年間補助率を嵩上げする。（1/2→2/3）                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                |  |           |
| ※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策及び資材高騰などの原油価格・物価高騰対策については、予算編成過程で検討。                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                |  |           |

85

| こども家庭庁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  | 保育所等改修費等支援事業 |  | 成育局 保育政策課 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------|--|-----------|
| ＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 589億円の内数（459億円の内数）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |              |  |           |
| <b>事業の目的</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |              |  |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。</li> </ul> <p>（※）都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。</p>                                                                                                                                                                                                    |  |              |  |           |
| <b>事業の概要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |              |  |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 【対象事業】 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業</li> <li>（2）小規模保育改修費等支援事業</li> <li>（3）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業</li> <li>（4）認可化移行改修費等支援事業</li> <li>（5）家庭的保育改修等支援事業</li> <li>（6）乳児等通園支援事業実施事業所改修等支援事業</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                |  |              |  |           |
| <b>実施主体等</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |              |  |           |
| 【実施主体】 市区町村                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |              |  |           |
| 【補助基準額（R6）】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |              |  |           |
| （1）新設または定員拡大の場合<br>1施設当たり 利用（増加）定員19名以下 17,708千円（① 23,611千円、② 27,153千円）<br>利用（増加）定員20名以上59名以下 31,874千円（① 37,777千円、② 41,319千円）<br>利用（増加）定員60名以上 64,929千円（① 70,833千円、② 74,374千円）<br>老朽化対応の場合 1施設当たり 31,874千円（① 37,777千円）<br>（2）1事業所当たり 25,972千円（① 37,777千円、② 41,319千円）<br>（3）1施設当たり 25,972千円（① 37,777千円、② 41,319千円）<br>（4）1施設当たり 37,777千円（② 41,319千円）<br>（5）保育所で行う場合 1か所当たり 25,972千円（① 37,777千円、② 41,319千円）<br>保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,833千円<br>（6）1事業所当たり 改修費等 4,324千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円 |  |              |  |           |
| 【補助割合】（1）～（4）、（6）※（6）は私立の場合 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4<br>（5）、（6）※（6）は公立の場合 国：1/2、市区町村：1/2<br>（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）（※）<br>（1）～（4） 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 （5）国：2/3、市区町村：1/3<br>※要件については、待機児童数の状況や「新子育て安心プラン」以降の保育提供体制の確保の在り方を踏まえて見直しを行う。                                                                                                                                                                                                                                           |  |              |  |           |
| ※資材高騰などの原油価格・物価高騰対策については、予算編成過程で検討。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |              |  |           |

86

## (7) こども誰でも通園制度の制度化

- ・ こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。

※「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を実施する。

- ・ 利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数＋事項要求（2,074億円の内数）

### 事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

### 事業の概要

- 令和7年度においては、令和8年度の本格実施を見据え、自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにした上で、地域子ども・子育て支援事業において実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センターなど様々な施設・事業において行う。
- こども1人当たりの利用上限時間や人員配置、設備運営基準については、令和6年度の試行的事業の状況や「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論も踏まえて設定する。

### 実施主体等

【実施主体】市町村（市町村が認めた者への委託等可。）

【対象児童】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【補助単価】人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限について、今後の検討会の議論等を踏まえながら設定予定

- |                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| ①乳児等通園支援事業の実施に必要な経費             | 1自治体当たりの年額を想定 |
| ②指導監督員の雇上げに必要な経費                | 1自治体当たりの年額を想定 |
| ③賃借料加算（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る） | 1事業所当たりの年額を想定 |

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

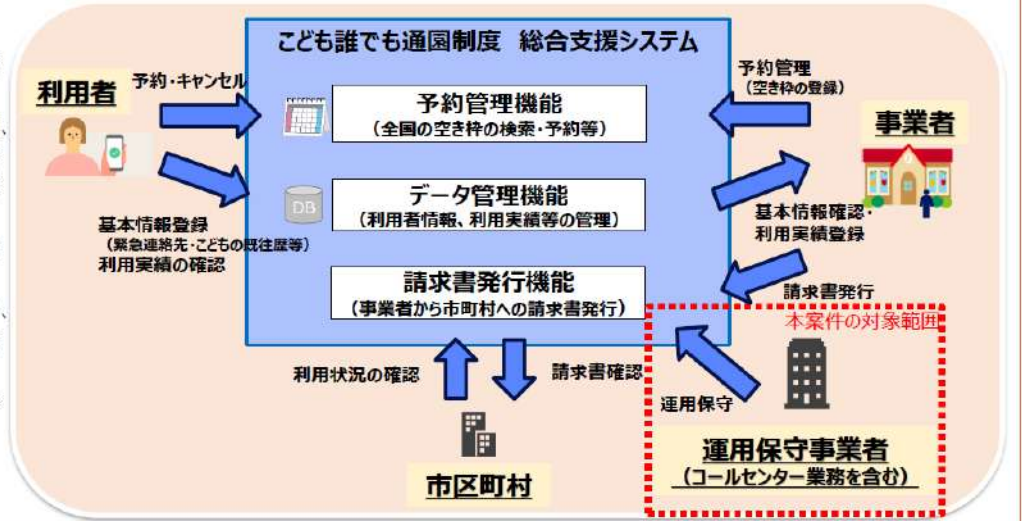
令和7年度概算要求額 19億円の内数（－億円）

### 事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守及びコールセンターの設置を行う。

### 事業の概要

- 令和7年度より稼働する総合支援システムにより、
  - 利用者は空き情報の検索や予約、
  - 事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、自治体への請求書発行、
  - 市区町村は利用状況の確認や請求書の確認
 などを行うことができるようになり、その運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。
- また、併せてコールセンターについても設置する。



### 実施主体等

【実施主体】国（委託）

95

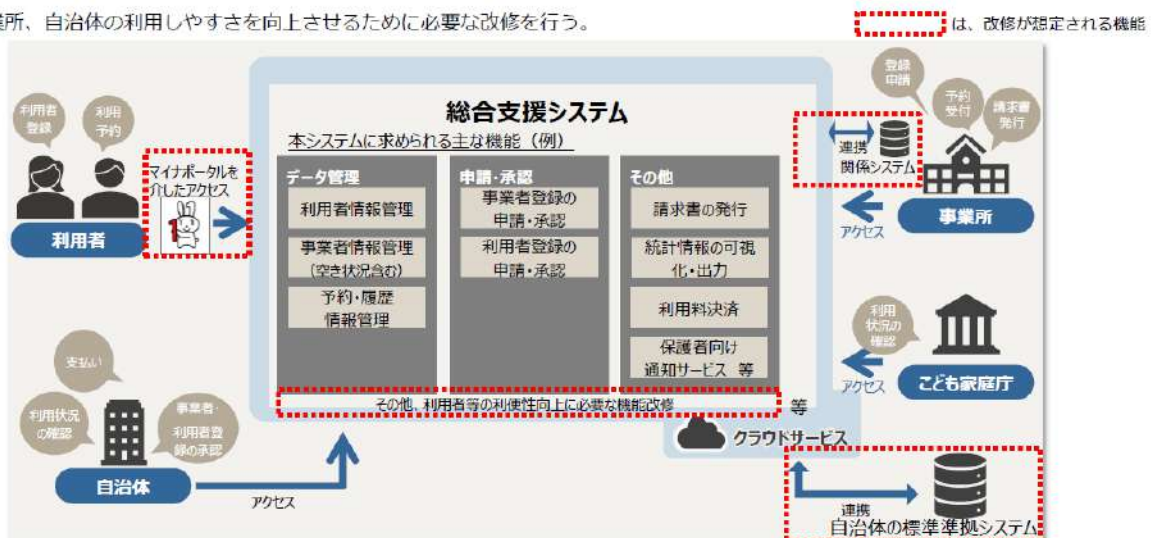
令和7年度概算要求額 19億円の内数（－億円）

### 事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの機能の充実のため、関係システムとのAPI連携等の課題解決に向けた改修を行う。

### 事業の概要

- 利用者、事業所、自治体の利用しやすさを向上させるために必要な改修を行う。



### 実施主体等

【実施主体】国（委託）

96

## (8) 過疎地域における保育機能確保・強化モデル事業

- ・ 過疎地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として、地域の人々も交えた様々な取組を実施するための経費を支援し、多機能化を図るためのモデルを構築する。

**こども家庭庁**

過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

新規

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 589億円の内数（459億円の内数）

事業の目的

● 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。過疎地域の保育所が、その規模の小ささ故に国基準を満たした子育て支援事業の実施が困難であること等にも鑑み、地域の人々も交えた様々な取組（国基準以下の子育て支援事業や当該施設の独自事業等）にかかる具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

事業の概要

**【事業内容】**

● 過疎地域に所在する既存の認可保育所・認定こども園または小規模保育事業所（※1）で、利用児童数の増加は見込めないが、地域の維持や発展のために当該施設の存続が不可欠な場合に、当該施設が実施する地域の人々も交えた様々な取組（※2）にかかる運用上の工夫や課題、効果等を検証し、モデルを構築するための取組について支援する。

※1 本事業を使って新たに認可保育所等を開所する場合は対象としない。

※2 行政との連携による取り組みだけでなく、園が独自に行う取り組みも含む。ただし、既存の国庫補助事業や営利を目的とする事業については、本事業の対象外とする。

● モデル事業の実施自治体においては、対象施設の選定のために検討会等を開催するとともに、具体的な実施内容や地域との関わり方など、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。

**【対象自治体】**

● 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）のうちの「過疎地域」とみなされる地域（旧市町村）であって、令和7年度以降の整備計画（※令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて設定）の採択を受ける自治体。

**【対象施設】**

● 利用児童数の増加は見込めないが、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設であり、地域の人々も交えた様々な取組を実施する施設であって、自治体の検討会等により選定された施設（※3）。

※3 実施施設数は1施設に限定せず、モデル事業の実施自治体において、複数の施設を定めて実施しても差し支えない。

● ただし、自治体の計画等（※4）において、当該施設の存続について言及がされているなど、地域の維持・発展のために当該施設の存続が必要であることについて自治体全体で意思決定がされていること。

※4 市政全般や街づくりに関する計画や復興に関する計画だけでなく、保育や子育て分野に限定した計画も含む。ただし、計画策定のスケジュール上、総合計画等に記載できない場合は、それまでの間、市町村こども・子育て会議等において、当該保育所の存続について合意形成している場合でも差し支えないこととする。

**【職員配置】**

● 本事業により配置する職員については、業務に支障のない範囲において、保育所等や他の子育て支援事業との兼務を可能とする。（認可保育所等で基準より多く配置している場合に、当該職員が通常の業務に支障のない範囲で地域の人々も交えた様々な取組と兼務することも可能。）

実施主体等

**【実施主体】** 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

**【補助基準額（案）】** 一般型：1自治体あたり 10,000千円

被災地型：1自治体あたり 15,000千円

**【補助割合】** 国：3／4、市区町村：1／4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択を受ける自治体

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

※能登半島地震により被災した奥能登4市2町で実施する場合。

認可保育所  
配置基準上の職員  
配置基準以上の職員  
様々な取組

97

## 3 こどもの安心・安全の確保

### (3) こども性暴力防止法の施行に向けたシステム開発等

- ・ こども性暴力防止法を円滑かつ着実に施行するため、令和7年度に行う重要課題・論点の検討やガイドライン等の作成のため調査研究や有識者会議の開催、これらを踏まえた広報活動等を行う。
- ・ こども性暴力防止法の施行に当たり、民間教育保育等事業者からの認定申請、対象事業者からの犯罪事実確認書の交付申請、定期報告等の受付、審査等を行い、これらの認定・交付・監督するシステムの設計・開発を行う。

令和7年度概算要求額 3.3億円（－億円）

## 事業の目的

- こども性暴力防止法について、施行日（公布日（令和6年6月26日）から2年6月内の政令で定める日）までに、円滑かつ着実な施行準備を行うとともに、必要な周知広報を行う。

## 事業の概要

- 各種ガイドライン、マニュアル、研修教材等の作成
  - 本法の円滑・確実な施行に向け、政令府令等の立案と並行して、事業者等が制度の詳細・留意点や手続の流れを理解できるよう、ガイドライン・マニュアルを作成・提供する。
  - 事業者に対し、性暴力防止のために取り組むべき事項等に係る研修を、対象事業に従事する者に受講させる義務を課すに当たり、適切な研修の実施及び負担軽減のため、研修教材を作成・提供する。
  - 認定事業者が、内閣総理大臣が定める表示を広告等に付すに当たり、保護者等が本法の認定事業者であることを一見して分かるようにし、民間教育保育等事業の選択の際に役立てることができるよう、認定マークを作成する。
- 広報活動及び法制度説明会の開催  
本法の円滑・確実な施行のためには、多岐にわたる関係事業者、従事者・従事予定者、関係機関等において、本制度の内容の理解を深めてもらうことが肝要であるため、これらの者等に対して幅広く制度を説明する機会を設ける。
- 重要課題の検討のための経費（委託調査研究の実施・有識者会議の開催）  
児童対象性暴力等を防止する措置を講ずる上での留意点や中期的課題など専門的な知見を要する事項について、委託調査研究及び有識者会議において検討する。

## 実施主体等

【実施主体】 国

104

令和7年度概算要求額 19億円（－億円）

## 事業の目的

- こども性暴力防止法について、施行日（公布日（令和6年6月26日）から2年6月内の政令で定める日）までに、円滑かつ着実な施行準備を行うため、本制度の施行に必要な関連システムの開発等を行う。

## 事業の概要

- 本法においては、
  - 民間教育保育等事業者からの認定申請
  - 対象事業者（学校設置者等・認定事業者等）からの犯罪事実確認書の交付申請
  - 対象事業者からの定期報告等に対して、行政が認定・交付・監督を行うこととなる。
- このため、事業者、行政等においては膨大な事務作業が生ずることとなる一方、こどもの安全確保の仕組みであることや犯罪歴の有無等の極めて機微な情報を取り扱うことから、これを誤りなく正確に処理することが必要となる。また、事業者は犯罪事実確認を行うまでは従事者を対象業務に従事させることができなくなるため、必要な事務を円滑・迅速に処理することも必要であり、これらに対応するための、必要な情報システムの設計・開発を行う。
- また、本法の施行準備と並行して、情報システムの設計・開発等を期限内に完了させるため、作業計画と実施状況の乖離、日々生じる課題等を的確に把握して、解決策を講じる進捗管理・業務管理が重要である。このため、情報システムの設計・開発等とは別に、こうしたノウハウ・専門的知見を持つ事業者への委託を行う。

## 実施主体等

【実施主体】 国

105

## 第4 すべてのこどもの健やかな成長の保障 1兆1,712億円の内数+事項要求

### 3 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等

(1) こども家庭センターの設置促進、児童相談所の体制強化等

⑧ 「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進・児童福祉司の任用資格の1つとして位置付けられた「こども家庭ソーシャルワーカー」について、資格取得が進むよう受講希望者が研修等に参加しやすくなるための補助を行い、こども家庭福祉分野における人材の専門性向上を図る。



**こども家庭庁**

**こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業**

支援局 虐待防止対策課

|  |                                                                                                                                   |  |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <p>&lt;児童入所施設措置費等国庫負担金&gt; 令和7年度概算要求額 1,533億円の内数(1,485億円の内数)</p> <p>&lt;児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金&gt; 令和7年度概算要求額 293億円の内数(177億円の内数)</p> |  |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

**事業の目的**

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

**事業の概要**

- 研修受講費等の資格取得費用に対する補助  
児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。
- 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助  
こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。
- a 資格取得者の配置に対する手当の補助  
児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置する場合に、当該職員に係る手当の補助を行う。
- b 資格取得者の配置に対する手当の補助  
児童養護施設等や一時保護所に資格を有する職員を配置する場合の措置費として、当該職員に係る加算（手当）を設ける。

**実施主体等**

| 【実施主体】                      | 【補助基準額】        |
|-----------------------------|----------------|
| ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村   | ①（受講ルートにより異なる） |
| ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市        | ② 1日あたり8,620円  |
| ③-a 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村 | ③-a 240千円      |
| ③-b 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等     | ③-b 292千円      |

**【補助率】**

① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3

② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3

③-a 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3

③-b 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2 もしくは 国：1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4

※③-bについては、児童入所施設措置費等国庫負担金にて対応



137

詳細は、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

こども家庭庁>ホーム>政策予算・決算・税制

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ー今号の目次ー

- ◆「南海トラフ地震臨時情報」及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の周知・広報に関する依頼(こども家庭庁)……………1
- ◆ 令和 6 年社会福祉施設等調査のご協力のお願い(厚生労働省)……………3

## ◆「南海トラフ地震臨時情報」及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の周知・広報に関する依頼(こども家庭庁)

この度、こども家庭庁より「南海トラフ地震臨時情報」及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の周知・広報に関する依頼がありましたのでお知らせいたします。

南海トラフ沿いでは、マグニチュード 8 クラスの地震が発生した後、時間をおいて新たな大規模地震が発生する事例が過去に確認されているとともに、マグニチュード 7 クラスの地震が発生すると、大規模地震の発生可能性が平時よりも高まると考えられています。このため、内閣府及び気象庁では、南海トラフ沿いで続いて発生する地震、いわゆる「後発地震」への注意を促す情報として、令和元年 5 月から「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されています。

令和 6 年 8 月 8 日に発生した日向灘の地震において、運用開始以降初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表し、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村の住民や企業等へ、政府としての「特別な注意の呼びかけ」が行われましたが、情報発表時に適切な防災対応をとっていただけるよう、情報の概要やとるべき防災対応等について更なる周知が必要とされています。また、日本海溝・千島海溝沿いにおける「後発地震」への注意を促す情報として、令和 4 年 12 月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が開始されております。

これらについては、国よりリーフレットやマンガ冊子等のより広報がなされており、下記 URL からご覧いただけます。

(1)リーフレット「南海トラフ地震 -その時の備え-」

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/leaflet.pdf>



(2)マンガ冊子「南海トラフ地震 その日が来たら…」

東側編(閲覧用)

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/manga east 01.pdf>

東側編(製本用)

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/manga east 02.pdf>



西側編(閲覧用)

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/manga west 01.pdf>

西側編(製本用)

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/manga west 02.pdf>

※東側編は、南海トラフの東側地域(概ね、関東地方、東海地方)にお住いの方向けの内容になります。

西側編は、南海トラフの西側地域(概ね、近畿地方、中国地方、四国地方、九州・沖縄地方)にお住いの方向けの内容になります。

※製本用は短辺とじで両面印刷し、中央部を折ってご利用いただけます。

(3)リーフレット「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 -事前の備え-」

[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/hokkaido/pdf/chishima leaflets.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/chishima leaflets.pdf)

(4)マンガ冊子「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 事前の備えで命を守る！」

[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/hokkaido/pdf/chishima manga.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/chishima manga.pdf)



# ◆ 令和 6 年社会福祉施設等調査のご協力のおねがい (厚生労働省)

社会福祉施設等調査は、全国社会福祉施設等の数、在  
所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政の推進のための  
基礎資料を得るため、厚生労働省が毎年実施しているもので  
す。

本調査の結果は、社会福祉分野の人材確保や制度改革に係  
る検討資料として広く活用される常陽な調査です。

今年度も、10 月 1 日を目途に、保育所、保育所型認定こ  
ども園、小規模保育事業所等に対し、調査票が郵送されます。

会員の皆さまにおかれましては、調査へのご協力をよろし  
くお願いいたします。

The image shows a sample of the '令和6年度社会福祉施設等調査票' (Survey Form for Social Welfare Facilities, Reiwa 6). The form is divided into several sections, including '施設・事業所情報' (Facility/Service Information), '職員・従事者' (Staff/Workers), and 'サービス提供状況' (Service Provision Status). A large red watermark '見本' (Sample) is overlaid on the form.

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ー今号の目次ー

- ◆ 雇用仲介業者（職業紹介事業、募集情報等提供事業）に係る追加的対応について（厚生労働省）……………1
- ◆ 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご案内…3
- ◆ 【調査協力の再依頼】子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会……………4
- ◆ 虐待根絶のための取り組みアンケートご協力のお願い（全社協 社会福祉施設協議会連絡会）……………5

## ◆ 雇用仲介業者（職業紹介事業、募集情報等提供事業）に係る追加的対応について（厚生労働省）

現在、厚生労働省において、「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案」および「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件（案）」についてパブリックコメントの募集が行われています。

雇用仲介業者に係る追加的対応については、令和5年度実施された医療・介護・保育分野での集中的な指導監督や、労働局に設置した特別相談窓口に寄せられた事案等を踏まえ、「1.法令順守徹底のためのルールと施行の強化」、「2.雇用仲介事業のさらなる見える化」、「3.公的部門における職業紹介機能の強化について」、労働政策審議会での議論・とりまとめが実施されました。特別窓口に寄せられた主な相談内容には、手数料・返戻金・お祝い金をめぐるトラブル、違約金に関する相談（不採用後1年以内に直接採用等した場合に違約金を適用）や、複数の募集情報等提供事業者から採用課金（成功報酬）を求められてい

る等がありました。それを受け、下記の追加的対応（案）が示されています。

## 雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）に係る追加的対応について①

### 背景

昨年度実施した医療・介護・保育分野での集中的な指導監督や、労働局に設置した特別相談窓口に寄せられた相談事案等を踏まえ、1. 法令遵守徹底のためのルールと施行の強化、2. 雇用仲介事業の更なる見える化、3. 公的部門における職業紹介機能の強化について、労働政策審議会で議論・とりまとめ（令和6年7月24日）。

### 追加的対応

※1及び2は医療等3分野以外も含む雇用仲介事業全体について措置。3は医療等3分野を中心に強化。

#### 1. 法令順守徹底のためのルールと施行の強化

##### ①お祝い金・転職勧奨禁止の実効性確保

お祝い金・転職勧奨禁止について、職業紹介事業の許可条件に追加。

※指導監督に関わらず、違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象。

##### ②募集情報等提供事業に係る対応

募集情報等提供事業（労働者の登録から就職・定着までの全ての過程）における金銭等の提供を原則禁止とする規定を職業安定法指針に設けることとする。（規定ぶりは、職業紹介事業について設けている現行の規定と同様のもの。）

（参考）職業安定法指針（抄） 第六 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第三十三条の五）

九 適正な宣伝広告等に関する事項

（三）求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

## 雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）に係る追加的対応について②

### 追加的対応

※1及び2は医療等3分野以外も含む事業全体について措置。3は医療等3分野を中心に強化。

#### 2. 雇用仲介事業の更なる見える化

##### ①職種ごとの紹介手数料実績の見える化

職業紹介事業者の手数料実績（職種ごと・平均手数料率）の公開義務化。（職業安定法施行規則）

##### ②違約金等に係るトラブルへの対応

募集情報等提供事業者の利用料金・違約金規約の明示義務化（指針に、利用者に誤解が生じないよう、規約の内容を分かりやすく記載した書面や電子メールにより、正確・明瞭に提示するよう規定）

※違約金規約の明示については、職業紹介事業者にも同様に求める

#### 3. 公的部門における職業紹介機能の強化

ハローワークの機能強化（医療・介護・保育分野等での人材確保を支援する専門窓口の体制整備、ハローワークインターネットサービスの操作性の改善などオンラインサービスの充実、求人充足と職場定着のための雇用管理改善の支援等）

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）関係部分抜粋

#### 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

##### 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

###### （1）全世代型社会保障の構築

（医療・介護保険等の改革）

（略） 医療・介護の人材確保に関し、就職・離職を繰り返す等の不適切な人材紹介に対する紹介手数料の負担の問題などについて、報酬体系の見直しや規制強化、公的な職業紹介の機能の強化の更なる検討を含め、実効性ある対策を講じる。

なお、パブリックコメントについては、2024 年 9 月 20 日 23 時 59 分まで受け付けられています。パブリックコメントの詳細については、下記ホームページからご確認ください。

### ●「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について

e-GOV トップ>案件一覧>職業安定法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=495240131&Mode=0>

### ●「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件(案)」に関する意見募集について

e-GOV トップ>案件一覧>職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者～

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=495240132&Mode=0>

## ◆「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご案内

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」は、医療・介護・保育分野における求人者（医療機関・介護施設・保育園等）が、有料職業紹介事業者を利用する際、あらかじめサービスの内容や品質、その費用等の概要を知ったうえで適正な事業者を選択できるようにすることを通じて、医療・介護・保育分野における人材確保及びマッチングの質向上に貢献することを目的としています。

本制度は令和 3 年度からスタートしており、49 社（医療分野 38 社、介護分野 22 社、保育分野 13 社※複数分野取得企業あり）が適正事業者として認定されています。

会員のみなさまにおかれましては、有料職業紹介事業者へ求人依頼の際には、下記ホームページにアクセスし、参考としてください。また、本制度にかかるリーフレットを添付しますのでご参照ください（別紙 1）。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度 HP トップページ

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

# ◆【調査協力の再依頼】子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会

全保協ニュース No.24-17 にてご案内している「子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会」（座長：淑徳大学 柏女 霊峰 特任教授）が実施する、保育所および認定こども園におけるインクルーシブ保育の実態を把握するための調査について、回答期限が延長されましたので再度ご案内いたします。

本調査では、保育において障害のある子どもや特別な支援や配慮が必要な子どもが集団の中で共に過ごすことの良さや、困難さ・課題などの実態を把握することを目的としています。

ご回答いただいた結果は、報告書として取りまとめて公表されます。また、統計分析にのみ使用し、回答者の許可なく個々の保育所等が特定される情報が公開されることはありません。

改めて、会員の皆様へご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

## 調査内容：

「インクルーシブ保育における現場の課題・ニーズ・外部支援に求めるものに関する実態調査」

## 回答期限：

2024 年（令和 6 年）9 月 20 日（金）15 時まで

⇒2024 年（令和 6 年）9 月 27 日（金）15 時まで に延長されました

## 主催：

子どもの保育におけるインクルージョン推進に向けた調査研究 研究会

## 調査内容に関するお問い合わせ先：

社会福祉法人麦の子会 PRD 室推進事業 事務局（下記参照）

## 回答フォーム URL：

下記リンク、または QR コードからアクセスください。



[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScIKsYfF2oB1I3-XR5mRV4zDHhf71cp0CEPbtWAIwRhIaA7mw/viewform?usp=sf\\_link](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScIKsYfF2oB1I3-XR5mRV4zDHhf71cp0CEPbtWAIwRhIaA7mw/viewform?usp=sf_link)

※回答フォームからの回答が難しい場合は、別添エクセル表にて回答いただき、お問い合わせ先のアドレスまでご提出をお願いいたします。

### 調査内容に関するお問い合わせ:

社会福祉法人麦の子会 PRD 室推進事業 事務局（担当：尾西 様・志智 様）

E-MAIL：muginoko.inculusion@gmail.com

電話：080-7618-7771

（電話対応：火・水・木曜日 9:00～17:00）

## ◆ 虐待根絶のための取り組みアンケートご協力をお願い(全社協 社会福祉施設協議会連絡会)

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会では、常に人権を尊重し、利用者の命と生活を守り抜くことを使命とする社会福祉法人、社会福祉施設・事業所における福祉従事者による虐待・権利侵害を大変厳しく受け止め、福祉施設での虐待・権利侵害を根絶するために、福祉現場での積極的取り組みを発信していくサイトを運営しています（現場で使える実践事例やすぐに使える研修資料を随時更新）。

今ある問題に向き合い、取り組みを共有して学びを深めることで、よりよい福祉の実現をめざすとともに、福祉現場での不断の努力を広く社会に発信し、人権を尊重、ともに支え合う地域社会を構築していくための一助となれればと考えています。

この度、虐待根絶のための取り組みアンケートが実施されています。会員施設のみならずまにおかれましては、お忙しいところ大変恐れ入りますがご協力いただきますようお願いいたします。アンケートについては、下記 URL または QR コードよりご回答いただけます。

【アンケートリンク】 <https://forms.gle/ruibJHWABvp67vpL8>



ご存じですか？  
医療・介護・保育分野の  
紹介会社を選ぶ基準について

## 医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度



数多くある  
医療・介護・保育分野の  
有料職業紹介事業者の中から  
安心できる事業者を選ぶ基準の  
ひとつとしてご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度では、  
「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした有料職業紹介事業者を  
「適正な有料職業紹介事業者」として認定しています。

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者  
認定制度

# 紹介会社の利用に際し、 手数料やサービス品質 などにご不安はないですか？



「医療・介護・保育分野における  
適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、  
申請要件、必須基準、基本基準を満たす紹介会社を、  
「適正認定事業者」として認定しています。

何を基準に  
紹介会社を選べば  
よいかわからない…

紹介手数料が  
とても高かったら  
どうしよう…

早期離職時の  
返戻金制度がある  
紹介会社を選びたい…

安易な転職を煽るような  
広告を出す紹介会社は  
使いたくない…



## 申請要件

人材を安定的に紹介できることは適正認定事業者が満たすべき重要な要件です。そのため、申請した分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の対象職種について、①過去2年連続で、②年間5件以上の常用就職（無期雇用）の紹介実績があることを申請要件としています。

※更新の場合は、直近認定期間3年間のうち2年間以上について要件を満たしていること。

| 医療分野の対象職種    | 介護分野の対象職種    | 保育分野の対象職種     |
|--------------|--------------|---------------|
| 医師           | 介護職          | 保育士           |
| 歯科医師         | うち介護福祉士      | 保育教諭          |
| 薬剤師          | うち介護福祉士以外    | 幼稚園教諭         |
| 看護職          | 看護職          | 栄養士・管理栄養士・調理員 |
| リハビリテーション専門職 | リハビリテーション専門職 | 看護師           |
| 医療技術者        | 介護支援専門員      |               |
| 歯科衛生士        | 医師           |               |
| 看護助手・看護補助者   | 生活相談員、支援相談員  |               |
| 歯科助手         | 機能訓練指導員      |               |
| 栄養士・管理栄養士    | 栄養士・管理栄養士    |               |

## 必須基準

必須基準は、「法令を遵守しているか」を含めて適正認定事業者が必ず満たさなくてはならない基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた16～18項目のすべてをクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 職種別に手数料を公表している
  - ✓ 早期離職時（就職後6ヶ月以内）の返戻金制度を設けている
  - ✓ 求職者に「お祝い金」を支給していない
  - ✓ 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
  - ✓ 転職活動をみだりに助長するような広告をしない
  - ✓ 要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していない
  - ✓ 求人情報は、求人者や求職者に定期的に情報が最新であるか確認を行う、および求人や求職者の情報の時点を明示している

「必須基準」「基本基準」の詳細は、  
適正認定サイトから閲覧することができます。

医療 介護 保育 適正認定

## 基本基準

基本基準は、「求職者や求人者に対してより良いサービスを提供する」ために適正認定事業者が満たすことが望ましい基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた11～13項目のうち一定数以上の項目をクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
  - ✓ 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けている
  - ✓ 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
  - ✓ 紹介手数料と返戻金の設定方法について求人者から問い合わせがあった際、統計データを用いて自社のサービス内容とその設定理由を説明し、求人者の理解を得ている
  - ✓ 求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っている

## 適正認定事業者

有効期間 3年

審査員が、認定を申請した事業者の事業責任者等にヒアリングを実施し、提出書類の内容を確認した上で適正認定事業者として認定します。



〈認定マーク〉  
適正認定事業者は、認定を受けた分野の認定マークをホームページや会社案内、名刺等の媒体に利用することができます。



適正認定サイトでは、最新の適正認定事業者の社名検索をはじめ、認定事業者のサービス名称、対象職種別の常用就職の紹介実績数（目安）、サービス対応エリア等を確認することができます。

医療 介護 保育 適正認定



認定後においても求人者の苦情や評価を認定事業者にフィードバックすることで、サービス品質の維持、改善を図っていきます。

## 1 顧客推奨度調査の実施



医療・介護・保育分野に特化した本認定制度の背景・理念に沿う社会の実現のため、本認定制度へ参画する業界団体所属の求人者へ向けて、認定事業者に関する顧客推奨度を調査するアンケートを実施し、そのアンケート結果を認定事業者へフィードバックすることでサービス品質の改善促進活動をおこなっています。

[https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer\\_survey/](https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer_survey/)

## 2 認定事業者に関する苦情窓口の運営



分野別適正事業者認定制度運営事務局 苦情・ご意見・ご要望窓口認定制度の不明点等のお問い合わせをはじめ、適正認定事業者に関する苦情・ご意見・ご要望についても、こちらの窓口で随時受け付けています。苦情については事実確認の上、本認定制度協議会（※）に報告します。

また、必要に応じて当該事業者にしかるべき回答を求めます。

※本認定制度協議会は、労働関連法等を専門とする有識者、医療・介護・保育それぞれの業界団体を代表する委員から成り、本認定制度全体をガバナンスする役割を担っています。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/consultation/>



### 「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてのトラブルや法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』で相談を受け付けています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_30703.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html)

本認定制度は、以下団体の協力により創設され、令和3年度から実施しています。（五十音順）

### 医療分野

（公社）全日本病院協会、（公社）日本医師会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本看護協会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本精神科病院協会、（一社）日本病院会

### 介護分野

（一社）全国介護事業者連盟、（社福）全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会、高齢者住まい事業者団体連合会（（公社）全国有料老人ホーム協会、（一社）全国介護付きホーム協会、（一社）高齢者住宅協会）、（公社）全国老人福祉施設協議会、（公社）全国老人保健施設協会

### 保育分野

（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会、（公社）全国私立保育連盟、（社福）日本保育協会

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ー今号の目次ー

- ◆ 2025 年度「全国教育・保育研究大会」(東京大会)開催日のお知らせ……………1
- ◆ 保育施設等における ICT の導入に関するアンケート調査へのご協力をお願い(こども家庭庁)……………2

## ◆ 2025 年度「全国教育・保育研究大会」(東京大会)開催日のお知らせ



これまで、本会事業計画・事業報告やホームページ等でご案内しておりましたとおり、2025（令和 7）年度より全国保育協議会と全国保育士会の全国大会については、一本化し、「全国教育・保育研究大会」として、第 1 回を東京にて開催いたします。

現在、子どもや子育て家庭、保育所・認定こども園等を取りまく状況が大きく変化するなかでは、施設運営・保育実践の両面から今後の保育について考えていく必要があります。また、全国保育協議会と全国保育士会が協働して、保育士・保育教諭等の専門性を高め、保育所・認定こども園等が子ども・子育て支援に欠かすことのできない社会資源として、地域の人々からのさらなる信頼と支持を得ることをめざす必要があります。そのため、研究大会のさらなる質の向上に向け、一本化を決定いたしました。

開催日については **2025（令和 7）年 11 月 20 日（木）～21 日（金）の 2 日間**にて開催いたします。具体的な会場等を含め、開催案内等については、今後のご案内となります（例年 4、5 月頃にご案内）。皆様、是非ご予定ください。

# ◆ 保育施設等における ICT の導入に関するアンケート調査へのご協力をお願い(こども家庭庁)

現在、こども家庭庁において、今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握することを目的に、全国の保育施設等における ICT 導入状況等調査研究事業が実施されています。

調査票につきましては、施設の所在する市区町村経由で配布されています。現時点で、まだ回答をしていない施設につきましては、別添の調査票見本をご一読の上、10 月 15 日までにご回答いただきますようにご協力の程、お願いいたします。なお既に回答済みの施設におかれましては、対応不要です。

ご多忙のところ恐れ入りますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

## <調査対象>

全国の認可保育所、地域型保育事業所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園（保育 ICT を導入していない施設を含む）

## <回答期限> 令和 6 年 10 月 15 日（火）まで

## <アンケートへのご回答方法>

●事前に「調査票見本」をご確認のうえ、インターネット上でご回答ください。

<https://questant.jp/q/hoikuICT2024>

●インターネット上でのご回答が難しい場合は紙面上でのご回答も可能です。詳しくは別添「調査票見本」をご確認ください。

## <調査に関する問い合わせ先>

アンケート調査の概要やお問い合わせ先につきましては、調査実施主体である三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社にお問い合わせください。

=====

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 社会政策部 保育 ICT 調査事務局 担当：服部、尾島

TEL：03-3496-3125（受付時間：平日 10 時～17 時 土日祝日除く）

e-mail：hoikuict2024@murc.jp

（同調査研究は、こども家庭庁の補助金を受けて、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施をしております。）

こども家庭庁 保育所等業務効率化推進事業(保育所等における ICT 化推進等事業  
(うち、保育施設等における ICT 導入状況等調査研究事業))(令和5年度補正予算分)

## 保育施設等における ICT の導入に関するアンケート調査 調査票見本

### 回答方法のご案内

可能な限り、インターネット上でご回答くださいますようお願いいたします。

▶アンケートサイトはこちら <https://questant.jp/q/hoikuICT2024>

### 【ご留意ください】

アンケートサイトでは恐れ入りますが、**途中保存ができません**。オンライン  
上でご回答いただく前に、**本見本にてアンケート内容のご確認及び回答内容のご  
用意をお願いいたします。**

### インターネット上でご回答が難しい場合の、ご回答方法

- 本調査票見本をお手元で印刷のうえ、紙面上にてご回答ください。印刷は A4 片面または A4 両面にて  
お願いいたします。
- 紙面上にご回答の際はあてはまる番号に○をつけてください。
- 紙面にて回答後、本紙末尾にございます、返信用ラベルを切り取り、お手持ちの封筒に貼り付けのう  
えご返送ください。(恐れ入りますが、封筒はご回答者様にてご用意ください。)

### ご回答にあたって

- 調査の対象について
  - ・ 全国の保育所等(認可保育所、地域型保育事業所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園)を対  
象としています。**保育 ICT を導入していない施設も対象としています。ご協力をお願いいたします。**
- 回答について
  - ・ 本調査は特に指定のない限り、回答時現在の状況でお答えください。
  - ・ 回答に要するお時間は、本調査見本において回答を用意し、インターネット上で回答が完了するまでに 20 分  
程度です。
- 利用目的
  - ・ ご回答内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。調査結果の公開にあたっては、統計的に処  
理された結果のみ公開され、個々の施設の回答内容が公開されることはございません。
  - ・ 個票データをこども家庭庁に提出する場合があります。こども家庭庁においても、施策検討の基礎資料とし  
てのみ利用し、個々の施設の評価や検査を目的として利用することはありません。
  - ・ 調査結果は令和7年4月頃に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社のホームページ等にて公開する  
予定です。
- ご回答期限
  - ・ **2024(令和6)年 10 月 15 日(火)まで**
- お問い合わせ先  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
政策研究事業本部 社会政策部  
保育 ICT 調査事務局 担当: 服部、尾島  
TEL: 03-3496-3125(平日: 10 時~17 時) E-mail: [hoikuict2024@muc.jp](mailto:hoikuict2024@muc.jp)  
※お問い合わせに際してお預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.muc.jp/corporate/privacy/>)及び「個人情報  
の取扱いについて」(<https://www.muc.jp/corporate/privacy02/>)に従って適切に取り扱います。

- 本調査における「保育 ICT」とは、保育業務のために活用することを目的としたシステムを指します。具  
体的には問 9(p.3)に示す機能を有するシステムを指し、オフィスソフト(エクセルやワードなど)等をカス  
タマイズしたものは含みません。
- 本調査では「保育 ICT」を単に「ICT」と表記します。ただし、調査票における「保育 ICT 補助金」及び「保  
育所等における ICT 化推進等事業」は、表記どおりにお読みください。

## I. 貴施設について

問1. 貴施設の現在の活動状況を教えてください。(1つ選択)

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 1 活動中 | 2 休止中 | 3 廃止 |
|-------|-------|------|

▶2または3の場合は、ここでアンケートは終了です。ただし、都道府県・市区町村(問 33・問 34)への回答にご協力ください。

問2. 貴施設の運営主体を教えてください。(1つ選択)

|               |                  |                   |
|---------------|------------------|-------------------|
| 1 国・独立行政法人    | 8 公益財団法人         | 15 特定非営利活動法人(NPO) |
| 2 都道府県        | 9 日本赤十字社         | 16 学校法人           |
| 3 市区町村        | 10 一般社団法人        | 17 宗教法人           |
| 4 一部事務組合・広域連合 | 11 一般財団法人        | 18 その他の法人         |
| 5 社会福祉法人      | 12 農業協同組合及び連合会   | 19 個人             |
| 6 医療法人        | 13 消費生活協同組合及び連合会 | 20 その他( )         |
| 7 公益社団法人      | 14 営利法人(会社)      |                   |

問3. 貴施設の種別を教えてください。(1つ選択)

|               |              |              |
|---------------|--------------|--------------|
| 1 幼保連携型認定こども園 | 5 小規模保育事業所B型 | 8 居宅訪問型保育事業所 |
| 2 保育所型認定こども園  | 6 小規模保育事業所C型 | 9 事業所内保育事業所  |
| 3 認可保育所       | 7 家庭的保育事業所   | 10 上記以外      |
| 4 小規模保育事業所A型  |              |              |

▶10の場合は、ここでアンケートは終了です。ただし、都道府県・市区町村(問 33・問 34)への回答にご協力ください。

問4. 2024 年 4 月 1 日時点の定員を教えてください。(1つ選択)

|           |           |            |             |
|-----------|-----------|------------|-------------|
| 1 12 人以下  | 3 20~40 人 | 5 61~90 人  | 7 121~150 人 |
| 2 13~19 人 | 4 41~60 人 | 6 91~120 人 | 8 151 人以上   |

問5. 2024 年 4 月 1 日時点の保育者の人数を教えてください。(1つ選択)

- ※ 保育者として従事していない看護師・准看護師、保健師、栄養士、調理員、事務員、運転手等の職員は含めずお答えく  
ださい。
- ※ 保育者には保育補助者を含めます。また、パートの方など正規の職員以外の方を含めてお答えください。

|          |           |           |          |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 1 5人以下   | 3 11~20 人 | 5 31~40 人 | 7 51 人以上 |
| 2 6~10 人 | 4 21~30 人 | 6 41~50 人 |          |

## II. 貴施設における ICT 等の導入状況について

問6. 貴施設に配備されている機器やインターネット環境について伺います。次のうち、貴施設に配備されてい  
るものがありますか。(あてはまるものをすべて選択)

- ※ 職員が業務のために使うものについてお答えください。
- ※ 「保育室」は保育室等の保育を実施する部屋を指します。

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 1 パソコン(職員室に配備されているもの)    | 7 有線のインターネット(職員室)         |
| 2 パソコン(保育室に配備されているもの)    | 8 有線のインターネット(保育室)         |
| 3 タブレット端末(職員室に配備されているもの) | 9 無線のインターネット(Wi-Fi)(職員室)  |
| 4 タブレット端末(保育室に配備されているもの) | 10 無線のインターネット(Wi-Fi)(保育室) |
| 5 業務用スマートフォン・携帯電話        | 11 上記のいずれもない              |
| 6 インカム                   |                           |

● 問6で3または4(タブレット端末を職員室または保育室に配備)と回答された施設に伺います。

問7. タブレット端末の台数の整備状況の実態として、近いものを選んでください。(1つ選択)

|   |                         |                       |
|---|-------------------------|-----------------------|
| 1 | 保育者1人にタブレット端末1台としている    |                       |
| 2 | 複数の保育者につきタブレット端末1台としている | → 具体的に__人に1台(ご回答は任意)  |
| 3 | 1クラスにタブレット端末1台としている     |                       |
| 4 | 1クラスにタブレット端末を複数台としている   | →具体的に1クラスに__台(ご回答は任意) |
| 5 | その他(園全体で数台としている など)     | →具体的に:_____ (ご回答は任意)  |
| 6 | あてはまるものはない              |                       |

問8. 次のIoT デバイスのうち、

①貴施設に設置・配備しているものはありますか。(あてはまるものをすべて選択)

②うち、日々の保育業務において実際に活用している IoT デバイスはありますか。(①で回答されたものの中から、あてはまるものをすべてお答えください。)

※ 「ICT と連動」とは、例えばスマート体温計で測定した体温の情報が、保護者への連絡帳機能を有する ICT に連携され、連絡帳に自動的に記録・転記されることなどを指します。

| 回答の方向<br>↓                                 | ①<br>スる備設<br>デシ置<br>パて・<br>イ配 | ②<br>デシ際お育日<br>う<br>バてにい業々<br>ち<br>イ活て務の<br>スる用実<br>に保、 |
|--------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 1 午睡センサー(カメラ型、マット型、取付型等) (ICT と連動している)     | 1                             | 1                                                       |
| 2 午睡センサー(カメラ型、マット型、取付型等) (ICT と連動していないもの)  | 2                             | 2                                                       |
| 3 園内カメラ (ICT と連動しているもの) ※単に防犯を目的としたものを除く。  | 3                             | 3                                                       |
| 4 園内カメラ (ICT と連動していないもの) ※単に防犯を目的としたものを除く。 | 4                             | 4                                                       |
| 5 見守りタグ (ビーコン) (ICT と連動しているもの)             | 5                             | 5                                                       |
| 6 見守りタグ (ビーコン) (ICT と連動していないもの)            | 6                             | 6                                                       |
| 7 スマート体温計 (ICT と連動しているもの)                  | 7                             | 7                                                       |
| 8 スマート体温計 (ICT と連動していないもの)                 | 8                             | 8                                                       |
| 9 その他の IoT デバイス ( )                        | 9                             | 9                                                       |
| 10 導入／活用している IoT デバイスはない                   | 10                            | 10                                                      |

問9. 次の機能を持つ ICT のうち、

①貴施設が導入しているものはありますか。(あてはまるものをすべて選択)

②うち、日々の保育業務において実際に活用している ICT はありますか。(①で回答されたものの中から、あてはまるものをすべて選択)

※ 職員が業務のために使うものについてお答えください。単にエクセルやワードを活用している場合を除いてください。

| 回答の方向<br>↓                          | ①<br>こて導<br>い入<br>るし | ②<br>こて活て務保日<br>う<br>い用実<br>るしにい業の、 |
|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|
| 1 園児の登園及び降園の管理に関する機能                | 1                    | 1                                   |
| 2 保育料・延長保育料の計算に関する機能                | 2                    | 2                                   |
| 3 保護者との連絡に関する機能 ※ICT を介さない個別メールを除く。 | 3                    | 3                                   |
| 4 職員間の連絡に関する機能                      | 4                    | 4                                   |
| 5 職員の出退勤管理に関する機能                    | 5                    | 5                                   |
| 6 保育に係る計画・記録に関する機能 ※9を除く。           | 6                    | 6                                   |
| 7 指導要録・児童票の作成に関する機能                 | 7                    | 7                                   |
| 8 キャッシュレス決済に関する機能(以下、「キャッシュレス機能」)   | 8                    | 8                                   |
| 9 写真・動画を活用した保育内容の記録(ドキュメンテーション)機能   | 9                    | 9                                   |
| 10 写真のオンライン販売機能                     | 10                   | 10                                  |
| 11 その他の ICT ツール ( )                 | 11                   | 11                                  |
| 12 導入／活用している ICT はない                | 12                   | 12                                  |

▶「①導入している ICT」について 12 を選んだ場合は、問 25 へ。

III. 貴施設における ICT 等の導入の経緯について

● 問9①でいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問10. 現在導入している ICT (問9①)を導入した背景として、あてはまるものを選んでください。(あてはまるものをすべて選択)

※ ICT を複数導入している場合は、導入している ICT すべてのご様子を踏まえて、あてはまるものをすべて選んでください。

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 1  | 法人(企画部門・管理部門等)から提案・要望があった          |
| 2  | 施設長・園長や副施設長・副園長から提案・要望があった         |
| 3  | 主任保育士・主幹保育教諭・指導保育教諭から提案・要望があった     |
| 4  | 保育士・保育教諭から提案・要望があった                |
| 5  | 事務職員から提案・要望があった                    |
| 6  | 保育者の誰からというわけではないが、業務改善を図るなかで検討を始めた |
| 7  | 市区町村担当課から提案・要望があった                 |
| 8  | 利用者の保護者から提案・要望があった                 |
| 9  | 保育 ICT 補助金の存在を知って検討を始めた            |
| 10 | 他施設の例を見聞きして自施設での導入を検討し始めた          |
| 11 | ICT 事業者の営業や説明を受けて検討を始めた            |
| 12 | その他 ( )                            |
| 13 | わからない                              |
| 14 | 特になし                               |

● 問9①で1,3,6,8のいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。導入している機能についてお答えください。

問11. 次の機能を持つ ICT を導入したのはいつごろですか。(それぞれ1つ選択)

| 回答の方向<br>↓     | ①<br>機園園<br>能の児<br>管の登<br>理に園<br>関及<br>する降 | ②<br>関保<br>する護<br>者との<br>連絡に | ③<br>記保<br>録に係<br>るする<br>機能・<br>計画 | ④<br>キャ<br>ッ<br>シ<br>ュ<br>レ<br>ス<br>機<br>能 |
|----------------|--------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1 2024 年7月以降   | 1                                          | 1                            | 1                                  | 1                                          |
| 2 2024 年4月～6月  | 2                                          | 2                            | 2                                  | 2                                          |
| 3 2023 年度      | 3                                          | 3                            | 3                                  | 3                                          |
| 4 2022 年度      | 4                                          | 4                            | 4                                  | 4                                          |
| 5 2021 年度      | 5                                          | 5                            | 5                                  | 5                                          |
| 6 2020 年度      | 6                                          | 6                            | 6                                  | 6                                          |
| 7 2015～2019 年度 | 7                                          | 7                            | 7                                  | 7                                          |
| 8 2010～2014 年度 | 8                                          | 8                            | 8                                  | 8                                          |
| 9 2009 年度以前    | 9                                          | 9                            | 9                                  | 9                                          |
| 10 わからない       | 10                                         | 10                           | 10                                 | 10                                         |

● 問 12～問 14 は、問 9①で 1,3,6,8 のいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

● 以下の問 12～問 14 では、貴施設で導入している「①園児の登園及び降園の管理に関する機能」「②保護者との連絡に関する機能」「③保育に係る計画・記録に関する機能」「④キャッシュレス機能」のすべてまたはいずれかの機能を持つ ICT を導入したタイミング（以下、「主な 4 機能の導入時」）のご状況についてお伺いします。

● 次のような場合には、ICT と合わせて端末やインターネット環境整備を伴う ICT を導入したタイミングや、最も費用を要したタイミングのご状況についてお答えください。

▷ ①～④の機能が1つのツールで完結していないなど関連する ICT ツールが複数ある場合

▷ ①～④の機能について複数回にわたって導入をしたなど、導入のタイミングを一意に決めることができない場合

● 問 9①で 1,3,6,8 のいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問12. 上記で示した**主な4機能の導入時**において、保育 ICT 補助金（保育所等における ICT 化推進等事業）を活用しましたか。（1つ選択）

1 はい

2 いいえ

3 わからない

● 問 9①で 1,3,6,8 のいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問13. 上記で示した**主な 4 機能の導入時**において、

【A】購入した ICT や端末、インターネット環境の整備状況（いわゆるイニシャルコストの内訳となるもの）としてあてはまるものをすべて選んでください。（あてはまるものをすべて選択）

【B】問 12 で保育 ICT 補助金を活用した（「1 はい」）と回答した場合は、【A】のうち、補助の対象経費としたものをすべて選んでください。（【A】のうち、あてはまるものをすべて選択）

| 回答の方向<br>↓                                 | A<br>主<br>に<br>購<br>入<br>し<br>た<br>機<br>能<br>の<br>整<br>備<br>し<br>た<br>時<br>点 | B<br>う<br>ち<br>に<br>補<br>助<br>の<br>対<br>象<br>と<br>し<br>た<br>経<br>費 |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
|                                            | 1                                                                            | 2                                                                  |
| 1 「①園児の登園及び降園の管理に関する機能」を持つ ICT の購入／サービスの開始 | 1                                                                            | 1                                                                  |
| 2 「②保護者との連絡に関する機能」を持つ ICT の購入／サービスの開始      | 2                                                                            | 2                                                                  |
| 3 「③保育に関する計画・記録に関する機能」を持つ ICT の購入／サービスの開始  | 3                                                                            | 3                                                                  |
| 4 「④キャッシュレス決済に関する機能」を持つ ICT の購入／サービスの開始    | 4                                                                            | 4                                                                  |
| 5 パソコン・タブレット端末の購入／リースの開始                   | 5                                                                            | 5                                                                  |
| 6 有線インターネット環境の整備                           | 6                                                                            | 6                                                                  |
| 7 無線インターネット環境（Wi-Fi）の整備                    | 7                                                                            | 7                                                                  |
| 8 IoT デバイスの購入／リースの開始                       | 8                                                                            | －                                                                  |
| 9 その他（ ）                                   | 9                                                                            | 9                                                                  |
| 10 わからない                                   | 10                                                                           | 10                                                                 |

● 問 9①で 1,3,6,8 のいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問14. 上記で示した**主な 4 機能の導入時**に要したおおよその費用総額（税抜）を教えてください。（1つ選択）

※ 本設問へのご回答は任意です。無理なく回答いただける場合にお答えいただけますと幸いです。

※ 問 13【A】でお答えいただいた、ICT 導入に合わせて購入した端末・インターネット環境の整備等に要した費用も含めてお答えください。

1 30 万円未満

2 30 万円～60 万円未満

3 60 万円～90 万円未満

4 90 万円～120 万円未満

5 120 万円～150 万円未満

6 150 万円以上

7 わからない

● 問 9①でいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問15. 現在、ICT 等を活用するために発生しているランニングコスト（維持費用・保守費用等）の内訳としてあてはまるものを選んでください。（あてはまるものをすべて選択）

※ 問 12～問 14 でお伺いした主な4機能の導入時の他にも、現在活用している ICT・機器等を含めてご回答ください。

1 ICT（ソフトウェア等）の利用料（年間契約費用等）

2 パソコン・タブレット端末のリース／メンテナンス費用

3 IoT デバイスのリース／メンテナンス費用

4 インターネット機器（モデムやルーターなど）のリース／メンテナンス費用／通信費用

5 その他（ ）

● 問 9①でいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問16. 現在、ICT 等を活用するために発生している年間のランニングコスト（維持費用・保守費用等）のおおよその金額（税抜）を教えてください。2024 年度の見込みで回答ください。（1つ選択）

※ 本設問へのご回答は任意です。無理なく回答いただける場合にお答えいただけますと幸いです。

※ 問 12～問 14 でお伺いした主な4機能の導入時の他にも、現在活用している ICT・機器等を含めてご回答ください。

1 30 万円未満

2 30 万円～60 万円未満

3 60 万円～90 万円未満

4 90 万円～120 万円未満

5 120 万円～150 万円未満

6 150 万円以上

7 わからない

IV. 貴施設における ICT 等の活用状況について

● 問 9①でいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問17. ICT 等の導入や活用について、次のことがあてはまると思うかどうかお答えください。（それぞれ1つ選択）

|                                     | 1<br>そう<br>思う | 2<br>やや<br>そう<br>思う | 3<br>え<br>な<br>い | 4<br>ど<br>ち<br>ら<br>と<br>も<br>い<br>わ<br>な<br>い | 5<br>あ<br>ま<br>り<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い | 6<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い |
|-------------------------------------|---------------|---------------------|------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------|
| ①【導入時】スキルの面から、職員が ICT を活用できるか不安があった | 1             | 2                   | 3                | 4                                              | 5                                              | 6                               |
| ②【導入時】比較的保育者としての経験年数の浅い保育者の理解を得られた  | 1             | 2                   | 3                | 4                                              | 5                                              | 6                               |
| ③【導入時】比較的ベテランの保育者の理解を得られた           | 1             | 2                   | 3                | 4                                              | 5                                              | 6                               |
| ④【導入時】事務職員の理解を得られた                  | 1             | 2                   | 3                | 4                                              | 5                                              | 6                               |
| ⑤【導入時】保護者の理解が得られた                   | 1             | 2                   | 3                | 4                                              | 5                                              | 6                               |
| ⑥【導入後まもなく】職員全体で ICT を使い慣れるのに時間がかかった | 1             | 2                   | 3                | 4                                              | 5                                              | 6                               |
| ⑦【現在】ICT を活用する意義や利点について保育者が納得している   | 1             | 2                   | 3                | 4                                              | 5                                              | 6                               |
| ⑧【現在】ICT を使うことに苦手意識や不安がある職員がいる      | 1             | 2                   | 3                | 4                                              | 5                                              | 6                               |
| ⑨【現在】職場では必要な人が、必要な ICT を使いこなせている    | 1             | 2                   | 3                | 4                                              | 5                                              | 6                               |

● 問 9①でいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問18. ICT 等の活用が進むように園で実施したこと／実施していることはありますか。（あてはまるものをすべて選択）

1 ICT 等の導入や活用を推進する担当職員がいた／いる

2 ICT 等について、困ったときに相談できる人が園内にいた／いる

3 ICT 等の導入時や保育者の入職時には、ICT 等に関する説明会や研修を実施した／実施している

4 ICT 等を活用することの目的や意義について、職員間の認識合わせをした／している

5 ICT 等の活用ができるように業務の見直しを行った／行っている

6 ICT 等を使う際の業務フローを明確にした／明確にしている

7 ICT 等を活用するためのマニュアルを作成した／作成している

8 他施設の ICT 等の活用方法を参考にした／参考にしている

9 園では ICT 等のさらなる導入やよりよい活用が常に検討されている

10 その他（ ）

11 特にない

5

-5-

6

## V. ICT 等を活用する効果について

- 問 19～問 22 では、ICT 導入の状況にかかわらず、当該作業等をすることがない場合や ICT の効果を評価できない場合は「6.わからない・該当しない」を選んでください。

- 「園児の登園及び降園の管理に関する機能」を持つ ICT を導入している(問 9①で「1」を選んだ)施設に伺います。

問19.「園児の登園及び降園の管理に関する機能」を持つ ICT を活用している効果について、あてはまるものを選んでください。(それぞれ1つ選択)

|                                         | 1<br>そう<br>思う | 2<br>う<br>や<br>や<br>そ<br>う<br>思 | 3<br>い<br>え<br>な<br>い | 4<br>ど<br>ち<br>ら<br>と<br>も | 5<br>あ<br>ま<br>り<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い | 6<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い<br>該<br>当<br>し<br>な<br>い<br>わ<br>か<br>ら<br>な<br>い |
|-----------------------------------------|---------------|---------------------------------|-----------------------|----------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ① 当日の出欠席人数を確認する際の時間・手間を削減できた            | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ② 登降園時間の記録に係る時間・手間を削減できた                | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ③ 出席簿の作成に係る時間・手間を削減できた                  | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ④ 延長保育・預かり保育の利用実績の確認や、集計する際の時間・手間を削減できた | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ⑤ 保育利用料の算出の手間や転記ミスなどのエラーが削減できた          | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |

- 「保護者との連絡に関する機能」を持つ ICT を導入している(問 9①で「3」を選んだ)施設に伺います。

問20.「保護者との連絡に関する機能」を持つ ICT を活用している効果について、あてはまるものを選んでください。(それぞれ1つ選択)

|                                           | 1<br>そう<br>思う | 2<br>う<br>や<br>や<br>そ<br>う<br>思 | 3<br>い<br>え<br>な<br>い | 4<br>ど<br>ち<br>ら<br>と<br>も | 5<br>あ<br>ま<br>り<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い | 6<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い<br>該<br>当<br>し<br>な<br>い<br>わ<br>か<br>ら<br>な<br>い |
|-------------------------------------------|---------------|---------------------------------|-----------------------|----------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ① 紙の印刷、集計、仕分け、配布に時間がかからなくなった              | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ② 施設から保護者へ、お休みや緊急時などに電話以外の手段で連絡ができるようになった | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ③ 時間に縛られず保護者からの連絡を受け付けられるようになった           | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ④ 保護者からの連絡事項を職員同士で共有する際の負担が減った            | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ⑤ 連絡内容を電子データで保管・検索・閲覧できるようになった            | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ⑥ 写真や動画、資料添付により伝えられる情報が増えた                | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |

- 「保育に係る計画・記録に関する機能」を持つ ICT を導入している(問 9①で「6」を選んだ)施設に伺います。

問21.「保育に係る計画・記録に関する機能」を持つ ICT を活用している効果について、あてはまるものを選んでください。(それぞれ1つ選択)

|                                                            | 1<br>そう<br>思う | 2<br>う<br>や<br>や<br>そ<br>う<br>思 | 3<br>い<br>え<br>な<br>い | 4<br>ど<br>ち<br>ら<br>と<br>も | 5<br>あ<br>ま<br>り<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い | 6<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い<br>該<br>当<br>し<br>な<br>い<br>わ<br>か<br>ら<br>な<br>い |
|------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------|-----------------------|----------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ① 計画の記入・作成にかかる手間や時間が削減できた                                  | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ② 後から計画を振り返る際に、システム上でスムーズに書類を確認できるようになった                   | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ③ 日誌作成にかかる時間・手間が削減された                                      | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ④ 一つ一つの記録の内容をより充実させることができた                                 | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ⑤ 記録の蓄積により、こども一人一人の成長に関する理解が深まった                           | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ⑥ 計画・日誌の作成後、主任や園長がシステム上で効率的に内容を確認し、保育者への指導や支援を適時にできるようになった | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |
| ⑦ こどもの様子等に係る職員間の情報共有や連携がスムーズになった                           | 1             | 2                               | 3                     | 4                          | 5                                              | 6                                                                                 |

- 「キャッシュレス機能」を持つ ICT を導入している(問 9①で「8」を選んだ)施設に伺います。

問22.「キャッシュレス機能」を持つ ICT を活用している効果について、あてはまるものを選んでください。(それぞれ1つ選択)

|                     | 1<br>そ<br>う<br>思<br>う | 2<br>や<br>や<br>そ<br>う<br>思<br>う | 3<br>え<br>な<br>い | 4<br>ど<br>ち<br>ら<br>と<br>も<br>い | 5<br>あ<br>ま<br>り<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い | 6<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い<br>該<br>当<br>し<br>な<br>い<br>わ<br>か<br>ら<br>な<br>い |
|---------------------|-----------------------|---------------------------------|------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ① 現金を扱う心理的な負担が減った   | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                                                 |
| ② 集金にかかる事務・手間が削減された | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                                                 |
| ③ 未払いの世帯が減った        | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                                                 |

- 問 9①でいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問23. ICT を活用することで感じる効果について伺います。施設や保育者の様子を踏まえて、ICTを活用する前と比べて、次のことがらにあてはまるかどうか教えてください。(それぞれ1つ選択)

|                                      | 1<br>そ<br>う<br>思<br>う | 2<br>や<br>や<br>そ<br>う<br>思<br>う | 3<br>え<br>な<br>い | 4<br>ど<br>ち<br>ら<br>と<br>も<br>い | 5<br>あ<br>ま<br>り<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い | 6<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い<br>わ<br>か<br>ら<br>な<br>い |
|--------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| ① 休憩時間をとりやすくなった                      | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ② 1日の勤務の中で、保育室を離れて作業する時間を確保できるようになった | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ③ 勤務時間内に保育者が保育について振り返ることができるようになった   | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ④ 勤務時間内に保育者が気持ちを落ち着かせる余裕がうまれた        | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑤ 保育者の間でこどもの気持ちを理解できているという実感がうまれた    | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑥ こどもの興味関心に応じた保育環境を整えられた             | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑦ こどもの姿・興味について保護者と相互共有ができるようになった     | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑧ 保育者がこどもの成長を身近に感じられるようになった          | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑨ こどもから信頼や愛情を返してもらえるようになった           | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑩ こども一人一人に応じた丁寧な対応をしやすくなった           | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑪ 保育の内容が充実するようになった                   | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑫ 保護者の悩みについて理解できるようになった              | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑬ 保護者の方からの相談やクレームに対応できるようになった        | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑭ 職場で仕事の状況共有や相談がしやすくなった              | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑮ 職場には良い保育の環境をつくろうという意識がうまれた         | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑯ 周囲の人々を支援しようとする行動を、皆が取るようになった       | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑰ 総じて保育者において仕事への不満が減った               | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑱ 総じて園での保育の質が高まった                    | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |
| ⑲ 総じて保育により集中できる職場になった                | 1                     | 2                               | 3                | 4                               | 5                                              | 6                                                        |

## VI. 今後の ICT の導入・更新について

- 問 9①でいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問24. 貴施設では ICT 等の導入が進んでいると思いますか。(1つ選択)

|   |        |   |           |   |        |
|---|--------|---|-----------|---|--------|
| 1 | そう思う   | 3 | どちらともいえない | 5 | そう思わない |
| 2 | ややそう思う | 4 | あまりそう思わない | 6 | わからない  |

- 問 9①で「12.導入している ICT はない」と回答した施設、及び、問 24 で「4 あまりそう思わない」「5 そう思わない」と回答した施設に伺います。

問25. 貴施設において ICT 等が導入されていない、または、ICT 等の導入が進んでいないと思う理由は何ですか。(最大3つまで選択可)

|    |                                       |    |                          |
|----|---------------------------------------|----|--------------------------|
| 1  | 自施設の意向だけでは導入を決められないため                 | 12 | ICT 等のメリットが具体的にわからないため   |
| 2  | 法人の責任者や行政担当者などの決裁者が消極的なため             | 13 | 保育の質の低下への懸念があるため         |
| 3  | 施設長や管理職が消極的なため                        | 14 | 帳票の書式を園独自で作成しているため       |
| 4  | 現場の保育者が消極的なため                         | 15 | 個人情報漏洩やプライバシーへの懸念があるため   |
| 5  | 事務職員が消極的なため                           | 16 | 情報セキュリティ上の懸念があるため        |
| 6  | ICT 等の導入コストがかかるため                     | 17 | どの ICT 等を活用するとよいかわからないため |
| 7  | ICT 等に係るランニングコスト(維持費用・保守費用等)の負担が必要なため | 18 | どの事業者に相談すればよいかわからないため    |
| 8  | インターネット環境(Wi-Fi など)への設備投資が必要なため       | 19 | 職員がパソコンでの操作に苦手意識があるため    |
| 9  | パソコンなど情報機器への投資が必要になるため                | 20 | 職員が新しいツールの利用に対して億劫であるため  |
| 10 | ICT 等について検討する時間がないため                  | 21 | その他( )                   |
| 11 | ICT 等の機能や活用方法についてわからないことが多いため         | 22 | 特にな                      |

- 問 26 は次の方に伺います。
  - 問 9①で 1,3,6,8 のいずれかを導入しており、問 12 で保育 ICT 補助金を活用したことがない(「2 いいえ」または「3 わからない」とお答えされた場合。
  - 問 9①で 1,3,6,8 のいずれも導入していないと回答された場合。
- 問 9①で 1,3,6,8 のいずれかを導入しており、問 12 で保育 ICT 補助金を活用したことがある(「1 はい」)とお答えされた場合は問 29 へお進みください。

問26. 保育者の業務負担軽減を図るために、国及び市区町村の補助事業として、

①保育所等に ICT 等を導入する際の補助金(保育所等における ICT 化推進等事業)があることをご存知でしたか。

②同補助金の活用を検討したことがありますか。(それぞれ1つ選択)

|                                                     | 1<br>はい | 2<br>いいえ | 3<br>わからない |
|-----------------------------------------------------|---------|----------|------------|
| ① 補助金(保育所等における ICT 化推進等事業)のことを知っていた                 | 1       | 2        | -          |
| ② 補助金(保育所等における ICT 化推進等事業)を自施設で活用することを具体的に検討したことがある | 1       | 2        | 3          |

※ 保育 ICT 補助金(保育所等における ICT 化推進等事業)は、「①園児の登園及び降園の管理に関する機能」「②保護者との連絡に関する機能」「③保育に係る計画・記録に関する機能」「④キャッシュレス機能」を持つ ICT の導入に係る経費を対象としています。

- 保育 ICT 補助金の対象となる ICT を導入しており(問 9①で 1,3,6,8 のいずれかを回答)、補助金のことを知っていたものの(問 26①で「1 はい」)、これまでに保育 ICT 補助金を活用したことがない(問 12 で「2 いいえ」と回答した施設)に伺います。

問27. 保育 ICT 補助金の対象となる ICT 等を導入しているものの、ICT 等を導入する際に補助金(保育所等における ICT 化推進等事業)を活用したことがない理由は何ですか。(あてはまるものをすべて選択)

|   |                                        |
|---|----------------------------------------|
| 1 | 補助金を必要としなかった(自主財源で賄えた)                 |
| 2 | 保育 ICT 補助金が始まるよりも以前に導入した               |
| 3 | 所在する市区町村で補助事業を実施していなかった(申請を受け付けていなかった) |
| 4 | 導入したい機能が保育 ICT 補助金の対象ではなかった            |
| 5 | 導入したいタイミングと手続きが間に合わなかった                |
| 6 | 保育 ICT 補助金の申請をしたが、申請が認められなかった          |
| 7 | その他( )                                 |
| 8 | わからない                                  |

- これまでに保育 ICT 補助金の活用を検討したことがあるものの(問 26②で「1 はい」)、保育 ICT 補助金の対象となる ICT を導入していない(問 9①で 1,3,6,8 のいずれも導入していない)施設に伺います。

問28. 保育 ICT 補助金(保育所等における ICT 化推進等事業)の活用を検討したことがあるものの、実際に補助金を活用していない、または、保育 ICT 補助金の対象となる ICT を導入していない理由は何ですか。(あてはまるものをすべて選択)

|   |                                               |
|---|-----------------------------------------------|
| 1 | 所在する市区町村で補助事業の実施をしていなかった(申請を受け付けていなかった)       |
| 2 | 補助金を利用した場合でも、初期投資のための予算を確保できない見通しだった          |
| 3 | 補助金を利用して ICT 等を導入した後の、ランニングコストを賄う予算の目途が立たなかった |
| 4 | 導入したい機能が保育 ICT 補助金の対象ではなかった                   |
| 5 | 導入したいタイミングと手続きが間に合わなかった                       |
| 6 | 保育 ICT 補助金の申請をしたが、申請が認められなかった                 |
| 7 | 上記以外の理由で補助金の対象となる ICT の導入を見送った                |
| 8 | その他( )                                        |
| 9 | わからない                                         |

- 問 9①でいずれかの ICT を導入していると回答された施設に伺います。

問29. 今後、保育 ICT を継続して利用したり、さらに活用をしたりするうえで、特に障壁になると考えているものはありますか。(最大3つまで選択可)

|   |                      |   |                    |
|---|----------------------|---|--------------------|
| 1 | 保育者の ICT リテラシーの向上    | 5 | 端末の増設費用            |
| 2 | ICT 等の年間契約等の更新費用     | 6 | インターネット環境の維持費用／通信費 |
| 3 | ICT 等の追加(新しい機能の導入)費用 | 7 | その他( )             |
| 4 | 端末のメンテナンス／リースにかかる費用  | 8 | 特にな                |

## VII. ご回答者様について

問30. 回答者様の役職 (1つ選択)

- ※ 主にどなたの認識・見解に基づいて回答をされたかお答えください。

|   |          |   |              |   |        |
|---|----------|---|--------------|---|--------|
| 1 | 施設長・園長   | 3 | 主任保育士・主幹保育教諭 | 5 | 法人の担当者 |
| 2 | 副施設長・副園長 |   | ・指導保育教諭      | 6 | その他( ) |
|   |          | 4 | 保育士・保育教諭     |   |        |

|           |             |           |             |
|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 問31. 貴施設名 |             | 問32. 電話番号 |             |
| 問33. 都道府県 | ____都・道・府・県 | 問34. 市区町村 | ____市・区・町・村 |

- ※ 施設名および電話番号のご回答は任意です。ヒアリング調査のご依頼をさせていただく場合がございます。

- ※ 都道府県および市区町村はウェブアンケート上ではプルダウン(選択式)にてご回答いただきます。

### 郵送にて返信される場合（インターネット上でご回答が難しい場合）

- 郵送にて返信される場合は、本調査票見本をお手元で印刷のうえ、紙面上にてご回答ください。
- 印刷は **A4 片面または A4 両面**にてお願いいたします。
- ご記入された回答票は**ホッチキス留め**をお願いいたします。
- ご回答後、以下の返信用ラベルを切り取って頂き、お手持ちの封筒に貼り付けてご返信ください。
  - ※ 大変恐れ入りますが、封筒はご回答者様にてご用意をお願いいたします。
  - ※ 下記の返信用ラベルは**長3の封筒サイズに適合**しますが、長3以外のサイズの封筒に貼り付けてお送りすることも可能です。
  - ※ 切手を貼る必要はございません。
- **ご投函期限：2024(令和6)年 10 月 15 日(火)まで**

### 〈返信用ラベル〉

お手持ちの封筒に貼り付けてご返信ください。（切手を貼る必要はございません）

|                                          |                                                        |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 料金受取人払郵便                                 |                                                        |
| 中野局承認                                    | 1 6 4 8 7 9 0                                          |
| 8213                                     | 定形郵便物 011                                              |
| 差出有効期間<br>2025 年 1 月<br>31 日まで<br>(切手不要) | (受取人)<br>東京都中野区本町四一四四一十八<br>ヒューリック中野ビル八階               |
| 保育施設等における ICT 導入に関する<br>アンケート 在中         | 株式会社エスミ内<br>三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社<br>アンケート集計事務局 行 |
|                                          |                                                        |

令和 7 年度

大阪府の施策に対する提案と予算に関する要望書に対する

大阪府からのコメント、方針等

(※保育部会要望および関連要望等のみ一部抜粋・編集)

## 令和 7 年度 大阪府の施策に対する提案と予算に関する要望書

3年に亘るコロナ禍を通じて顕在化した生活課題や長引く物価高騰に影響による生活困窮者への対応、少子高齢社会において身寄りのない方が増加する中での孤独・孤立の深刻化など、地域では複雑・多様化する福祉課題への対応が求められている。一

方で、社会や個人の意識変化や社会構造の変革により人と人とのつながりの希薄化が加速化するとともに、団塊の世代の後期高齢者入りなどによる地域活動の担い手の減少も憂慮され、地域福祉における発見力の低下や共助の前提となる地域基盤の弱体化が懸念される状況となりつつある。

また本年1月1日に発生した能登半島地震においては今後も息の長い支援が求められる一方で、大阪が被災した時に備えた福祉的支援体制の構築が急務となっている。

このような状況の中、府内の福祉関係者は地域のセーフティネットとしての役割を果たすべく創意工夫のもと様々な事業・活動を展開しているが、今後、第5期地域福祉支援計画を基盤に将来の地域の姿を見据えた地域福祉体制の再構築の具体化に向け検討すべき施策について以下のとおり提案する。

## 【施策提案事項】

### 1 おおさか発の地域共生社会の実現に向けて

#### (1) 重層的支援体制整備事業の全市町村での早期実施

重層的支援体制整備事業の府内全市町村での実施については、府の第5期大阪府地域福祉支援計画においても早期の達成を明記されており、その実現に向け市町村への指導・支援を強化されたい。

(参考) 重層的支援体制整備事業等実施および移行準備市町村 26 市町村(R6 年度)

#### 【府からのコメント、方針等】

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

- 重層的支援体制整備事業及び同事業への移行準備事業については、今年度からスタートした第5期大阪府地域福祉支援計画において、計画期間の最終年度である令和11年度までに府内全市町村の実施を目標としております。
- 府内市町村の円滑かつ早期の実施をめざし、府では令和4年度から「多機関・多分野が協働した包括的支援体制の構築に向けた市町村支援事業」により、研修会の開催や市町村の課題に応じたアドバイザーの派遣等の支援を行っているところです。
- 府内全市町村の重層的支援体制整備事業等の実施に向け、未実施市町へヒアリングやアンケート調査等を行い、より市町村の課題に応じた支援となるよう、支援策の充実に取り組んでまいります。

(2)「地域貢献委員会」を核とした市町村における包括的支援体制の充実をはかる「大阪モデル」のさらなる推進

「第5期大阪府地域福祉支援計画」ならびに令和4年3月に大阪府がとりまとめた「包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する提案」で示されたように、市町村における包括的な支援体制の充実に向けて、市町村と社会福祉法人等との連携の基盤として「地域貢献委員会」を位置づけ、相談支援の強化と地域づくりの充実の相乗効果を発揮する「大阪モデル」が数多くの市町村で取り組まれるよう、市町村、市町村社協、社会福祉法人等へ働きかけられたい。

(参考) 後方支援事業を利用している市町村：R4～5年度累計 55 市町村

【府からのコメント、方針等】

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

- 府内の社会福祉法人等は「地域における公益的な取組み」として、相談支援や地域づくり支援、社会とのつながりづくりといった参加支援に先駆的に取り組んでこられました。また、地域と社会福祉法人等とのつながりを強化し、地域福祉の取組みを具体的に推進するため「地域貢献委員会（施設連絡会）」の組織化がすすめられています。
- これまで「地域における公益的な取組み」を実践されてきた社会福祉法人等と市町村が連携・協働することにより、包括的な支援体制の厚みが増し、きめ細やかなセーフティネットの構築につながると考え、府では「多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の構築に向けた市町村支援事業」において、地域貢献委員会を核にした市町村と社会福祉法人等との協働のプラットフォームづくりへの支援を行っているところです。
- 地域貢献委員会を核とした協働のプラットフォーム（大阪モデル）が府内市町村で構築されますよう、市町村、市町村社協、社会福祉法人等へ働きかけるとともに、大阪モデルの好事例の創出に取り組んでまいります。

### 3 良質で安定した福祉サービスの確保に向けて

#### (2) 福祉人材の確保・定着のための処遇改善等の拡充

たび重なる処遇改善策が講じられているが、民間企業等における賃金改善に追いつかず、全産業平均との賃金格差が拡大している。また最低賃金の引上げが進む中、賃上げを行うにしても、社会福祉法人・福祉施設の収入の大部分は公定価格で決定されており、他産業のようにサービスの値上げをすることができず、光熱水費や物価高騰による負担増も相まって、個々の経営努力で対応できない状況にある。

育児や介護と仕事の両立や、多様な働き方が推奨される社会において、民間企業等における賃金改善を踏まえた全産業平均との遜色ない福祉従事者の大幅な処遇改善、経済情勢・物価高騰に対する支援、職員一人ひとりが長く働き続けられるよう、働き方改革をふまえた職場環境整備、職員配置基準の拡充、各制度で異なる処遇改善原資の仕組みや運用の一元化、配分における法人裁量の拡大と弾力的運用、利用者への支援業務や事務の効率化・負担軽減、また離職につながるカスタマーハラスメント等の防止がなされるよう、大阪府独自の施策を検討するとともに、国に強く働きかけられたい。

※参考資料／全産業平均賃金と社会福祉従事者の格差

|     | R4（月収）           | 処遇改善          | R5（月収）           |
|-----|------------------|---------------|------------------|
| 全産業 | 36.1 万円          | R5 春闘（+3.58%） | 37.4 万円          |
| 介護  | 29.3 万円（△6.8 万円） | R4 処遇改善（+3%）  | 30.5 万円（△6.9 万円） |
| 保育  | 31.9 万円（△4.2 万円） | R4 処遇改善（+3%）  | 32.7 万円（△4.7 万円） |

（出典）全国社会福祉法人経営者協議会

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

（保育所等）

- 保育士等への処遇改善等による加算を新設することや保育の実施主体である市町村が自らの責任と工夫で多様な保育サービス等を提供できる仕組みとなるよう十分な財源を措置することを国に要望しています。
- また、保育士の負担軽減を図るため、保育現場の ICT 化等が進むよう、保育対策総合支援事業費補助金の活用を市町村に対し働きかけています。
- 保育士等の確保、定着に係る支援について引き続き国に要望してまいります。

(3) 水道光熱費、燃料費、給食費・委託費、整備（老朽改築含む）費用の高騰ならびに感染症対策に必要な経費負担に対応するための社会福祉法人・福祉施設等への補助・支援策の積極的かつ迅速な拡充

電気・ガス料金に対する国の負担軽減措置が5月末で終了し、8月から一定の期間追加の負担軽減措置が講じられる見込みだが、今後も水道光熱費は負担増が見込まれる。また燃料費、給食費、委託費等についても高騰が続き、社会福祉法人・施設の経営を圧迫している。

また、感染症対策のかかり増し経費への補助が廃止されたため、施設内での感染拡大を未然に防ぐための費用負担も増加している。

さらに建築費等の高騰により、特に老朽化した施設の建替や大規模修繕が実施できないなどの課題も生じている。

こうしたことから、これらに対する府独自の支援策を検討するとともに、国における支援について強く働きかけられたい。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

(保育所等)

- 保育施設等における物価高騰等の影響については、一定生じているものと認識しており、今後も続く見込まれることから、本来であれば、国において、公定価格等の見直しにより一律の持続的な対策を行うことが望ましいと考えており、引き続き要望してまいります。

(4) 緊急時に備えた社会福祉施設・事業所等の対応力の強化

災害時や感染症等の緊急時に備え、社会福祉施設・事業所等において、種別・サービス形態に応じた事業継続計画（BCP）の策定が進められているが、発災時に限られた人員の中で適切な対応ができるか、災害備蓄や資機材等の十分な確保ができているかといった不安を感じている現場の声を踏まえ、大阪府として支援を検討されたい。

また、府内での大規模災害等に備えて、近隣市町村での社会福祉施設・事業所等間の相互応援協定締結の普及・促進についても検討されたい。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 社会福祉施設等においては、感染症や災害発生時に職員、利用者の安全を確保し、福祉サービスを中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させることが重要であり、あらかじめ事業継続計画（BCP）を作成し、訓練の実施等を踏まえ、見直しを行っていただくなど、事前の備えに取り組んでいただくことが有効です。
- なお、BCPの策定促進と併せて、府の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン等、日頃からの災害の備えについて、社会福祉施設等へ周知・啓発を行っております。
- また、大規模災害等に備えた対策について、引き続き意見交換させていただきたい。

## 【予算要望事項】

|                                    |
|------------------------------------|
| 3. 学校教育における福祉・介護分野への更なる理解促進を図られたい。 |
|------------------------------------|

【府からのコメント、方針等】

福祉部子ども家庭局子育て支援課

(保育所等)

- 学生に向けた保育の魅力発信は、福祉人材の確保のため重要と考えているため、魅力発信の提供や、実際の職場への体験、施設見学会の実施などが考えられます。
- 教育機関等とも連携した取り組みができるよう検討してまいりたいと考えています。

6. 施設利用者のサービス向上のため次のことを実現されたい。

- ①ネガティブ報道により現場の保育士が動揺することなく、安心して日々の保育を行えるよう対策を講じられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 保育現場でのネガティブな報道に対する対策として、その原因となる不適切な保育などの事案の発生を未然に防止することが重要と考えています。
- 府としては、令和5年度に認可外保育施設を対象として不適切保育にかかる研修を実施したところであり、また、施設への立ち入り調査時には職員へのヒアリングを行い、組織内部での対策や保育士間のコミュニケーションが進んでいるかのチェックといった未然防止の取り組みを行っています。
- さらに、府ホームページ「保育所等における虐待等と疑われる事案（不適切な保育）に関する対応について」において、事案が発生した場合すみやかに報告・相談をするよう周知をしているところです。
- 各施設におかれましても、保育者の心理状態のケアと保育士が余裕を持って保育に望める環境の整備、例えばストレスマネジメントやメンタルヘルスのサポート体制を充実させるといった配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

②保育士不足がより一層懸念される中、保育分野における円滑な人材確保に資するため、保育士修学資金貸付制度等について、更なる制度周知を図られるとともに予算の増額を国に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 保育士修学資金貸付制度について、養成校への案内、制度周知チラシを保育士試験実技試験会場で配布、潜在保育士宛てダイレクトメール等で送付するなど周知・説明に努めています。
- また、国からの貸付原資が十分措置されていないことから、保育士修学資金貸付等事業について、安定した事業継続に必要な事務費を含む原資の財源措置を早期に講じること等について、国に要望しています。
- 引き続き、保育士修学資金貸付等事業に係る財政措置について国の動向を注視するとともに、事業の充実について国に対して要望してまいります。

③保育士人材不足の解消の一助とするため、子育て支援員の配置要件について、更なる緩和が可能となるよう引き続き国に強く働きかけるとともに大阪府において子育て支援員養成研修を実施されたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 保育人材の不足は深刻な問題であると認識しており、保育の安全と質の確保のために、保育人材の確保・配置の増加が必要であると考えております。
- これまで、朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例として、保育士最低2人配置要件について、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする措置がなされてきたところです。
- 子育て支援員により一層活躍の機会を持っていただくため、配置要件の拡充についての国への要望については、状況を鑑み検討してまいります。
- また、養成研修については、子育て支援員の主な従事先の多くが市町村事業として行われることから、地域の実情やニーズに応じて市町村において実施いただいているところです。
- 府においては、単独での実施が難しい市町村を府がとりまとめ、複数市町村が合同で実施できるようサポートを行っており、引き続き、各市町村の取組みを支援してまいります。

|                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|
| ④職員の離職防止、職場環境の改善につながるカスタマーハラスメントの防止対策<br>がなされるよう、大阪府独自の施策を検討されたい。（保育部会） |
|-------------------------------------------------------------------------|

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為といったいわゆるカスタマーハラスメントが報道で取り上げられ、社会問題となっていることは認識しています。
- 厚生労働省が令和2年に策定した指針では、「事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨」が定められており、また令和4年に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成して企業等の理解を深めて自主的に対策に取り組んでいただくことを目指しています。
- このような国の動向も踏まえ、各事業者において保育人材が安心して現場に長期にわたって定着いただけるような職場環境の改善に向けて取り組んでいただくことはもとより、府の立場で支援について検討してまいります。

⑤利用定員の変更について、法令や国通知に定められているとおり、各自治体で格差が生じることなく速やかに変更手続きを行なわれるよう、各市町村に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 利用定員の変更については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に規定されており、特定教育・保育施設の設置者が、利用定員を増加しようとするときは同法第 32 条第 1 項に基づき市町村に変更の申請、利用定員を減少しようとするときは同法第 35 条第 2 項に基づき市町村に変更の届け出をしなければならないと規定されています。
- 利用定員の変更手続きについては、これまでも、市町村に対して、国の通知と併せて、府としても周知・説明を行ってきたところです。
- 引き続き、市町村に対して、機会をとらえて変更手続きを速やかに行うよう、働きかけをおこなってまいります。

|                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| ⑥国の補助事業（例：保育補助者雇上強化事業等）について、その活用が各市町村によって格差が生じないよう強く働きかけられたい。（保育部会） |
|---------------------------------------------------------------------|

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 保育対策等総合支援事業費補助金等の補助事業については、保育の実施主体である市町村が、地域の実情に応じて実施するものと認識しております。
- 府としては、市町村の事業実施状況に応じた補助金の配分ができるよう予算確保することで、市町村の取組みを支援してまいります。

⑦職員の円滑な処遇改善に資するため、処遇改善加算を速やかに一本化するように、国に強く働きかけられたい。また、全産業との賃金格差について、公定価格基本単価の向上を国に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

○ 保育士の処遇改善については、平成 27 年度より、国制度における公定価格の処遇改善等加算において、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に応じた人件費（賃金改善要件分）が導入され、賃金改善分として 3 %（職員一人あたりの平均勤続年数 11 年以上の時は 4 %）が加算され、平成 29 年度には 5 %（11 年以上 6 %）に、令和元年度には 6 %（11 年以上 7 %）に改正されたところです。また、平成 29 年度より職員の技能・経験の向上に応じた賃金改善（処遇改善等加算Ⅱ）が実施されております。

さらに、令和 4 年 2 月から、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、収入を 3 %程度（月額 9,000 円）引き上げるための補助が実施され、同年 10 月以降は公定価格において同様の措置が講じられております。

○ 府としては、国に対して、処遇改善等加算の充実など、更なる見直しを行うとともに、必要な財源を恒久的・安定的に措置するよう、引き続き要望してまいります。

○ また、制度が複雑化している公定価格の処遇改善等加算の簡素化について、現在、国で検討が進められており、府としても実現に向けて動向を注視してまいります。

⑧主任保育士専任加算等の加算・減算要件における0歳児の入所数について一定の緩和がなされたが、地域（園）の実情や時勢に応じた要件の見直しが図られるよう、引き続き国に強く働きかけられたい。あわせて、高齢者等活躍促進加算や施設機能強化推進費加算においても同じく要件の見直しが図られるよう、国に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 主任保育士専任加算については、配置基準等による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配することと、乳児が3人以上入所している等の要件があり、今後、少子化が進むこと等により、要件を満たすことが困難となる地域や施設がますます増えていくことが予想されることから、府としましても、地域の実情や時勢に応じた制度の見直しを図るよう国に対して要望してまいります。

⑨育休取得率の向上により、職員配置がなされているにも関わらず、年度当初は0歳児の定員が埋まらない施設が増えている。0歳児の定員が埋まらない期間に対する対策について国に働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 市町村の確認を受けた保育施設は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算出された公定価格により財政支援が保障されているところです。
- 0歳児の定員が埋まらない期間に対する対策について、本府としては、保育人材確保・定着に向け、保育士の処遇改善等国における必要な財源の安定的な措置や、多様化する保育ニーズや保育内容の一層の充実を図るため、それに伴う必要な財源措置について、実施主体である市町村が、自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等を提供できる仕組みになるよう、引き続き国に対し要望してまいります。

⑩各自治体が保・幼・小の架け橋プログラムの本格実施をできるよう、連携・強化に加え、支援学級の在り方や小学校接続加算等について各自治体において格差が生じないように、各市町村に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間である架け橋期の教育については、保育所や認定こども園等と小学校との連携が不可欠であり、幼児教育人権研修において毎年取り上げるとともに、文部科学省が推進する「幼保小の架け橋プログラム」の実施に係る手引きや動画について、府内市町村を通じて保育所、認定こども園等へ周知しています。
- 公定価格における加算対象等については、必要に応じて、市町村の会議等を通じて周知説明しているところですが、「小学校接続加算」については、中央教育審議会による「全てのこどもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障するために、幼保小が協働して架け橋期のカリキュラムを作成することが重要である」という提言を踏まえ、令和 6 年度から要件が変更されました。
- これにより、加算額を最大とするためには、「小学校と協働して、5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間（2 年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること」が必要となったことから、保育所や認定こども園等の努力だけでは加算が受けられず、協働が進むような方策を各市町村においても検討する必要性が生じています。
- このため、府としても、府内の好事例の共有を図るなど、各市町村が取り組みやすくなるような働きかけを検討してまいります。

|                                                |
|------------------------------------------------|
| ⑪保育施設等に係る事務書類の軽減について、引き続き国に働きかけられたい。<br>(保育部会) |
|------------------------------------------------|

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 「子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針」において、国が統一様式の普及に向けた取り組みを行うべきとされているため、統一化に向けて積極的に取り組むよう、国に求めてまいります。

⑫ICT化推進事業は1施設1回限りとなっているが、導入したシステムの更新やアップグレードのため、柔軟に補助金が活用できるよう国に働きかけられたい。  
(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- ICT 化の推進は、子どもの安全確保と保育士の負担軽減に有効なものであり、また、導入時だけでなく、更新時等にも大きな費用負担が生じるものと認識しています。
- このため、府では国に対して、ICT の機能追加や更新する場合も補助対象とするとともに、運用維持経費を公定価格へ加算する新たな仕組みを設けることを国に要望しているところであり、引き続き働きかけを行ってまいります。

⑬府や市の施設監査以外に保健所等外部関係団体から訪問検査があるが、事前に関係担当課と調整し、検査を受けた項目に関しては、施設監査の際に簡略化するなど負担軽減を図られたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

- 保育所の指導監査については、児童福祉法第 46 条、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条で規定され、国の通知に基づき、施設指導監査を実施しているところです。
- 保健所等の機関についても、それぞれの法令や通知に基づき、検査を実施しているところです。保育の現場において、過度な負担が生じないように、それぞれの法令に支障のない範囲で調整などに努めてまいります。

⑭大阪府内の各市町村における地域区分について、各市町村において格差が生じることなく府内全域を都市部にふさわしい地域区分に統一されるよう国に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 子ども・子育て支援新制度における公定価格の地域区分については、これまで他の社会保障分野との整合性を踏まえ見直しされてきたところですが、未だ同一府県内での生活圈域等に応じた状況になっていない状況です。
- 府としては、地域区分について、市町村の意見や地域の実情を踏まえた、柔軟な取扱いを認めるようこれまで国に要望してまいりました。
- 地域区分の見直しについては、現在、国において議論されており、先日、国家公務員給与に地域ごとの民間賃金水準を反映させる「地域手当」の区分設定を、現在の市町村単位から都道府県単位にする方向で調整しているとの報道がなされており、その動向を注視するとともに、地域の実情が考慮されるよう、国に対し引き続き働きかけてまいります。

## 〈保育部会〉令和6年度（案）

# 保育士等キャリアアップ研修 保護者支援・子育て支援(eラーニング)《開催要項》

キャリアアップ対象研修  
「保護者支援・子育て支援」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。  
所定の研修修了者には、「保護者支援・子育て支援」分野の修了証を交付いたします。※詳細は、3ページをご覧ください。

### 趣旨・目的

本研修では、保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付けることを目的とします。また、研修効果を高めるため、同一園（法人）内でのグループワークを通して、自園での課題や改善点を検討・共有しあい、より効果的な園所内への還元を図ります。

### 研修形式（eラーニング形式による研修受講、各所属先での演習実施）

本研修会は、eラーニング動画配信形式として、講義・演習を含む15時間の研修を、各園所等にて園監督下のもと複数名の受講者（2名以上）で実施する受講形式にて開催をさせていただきます。

本研修は、eラーニング形式による研修映像の視聴と、所属園等での演習の実施を組み合わせた受講形式で開催いたします。受講申込の所属園等より複数名（2名以上）の申込をいただき、所属園監督下のもとで、講義（12時間）、演習（3時間）の全15時間全てをeラーニング形式で受講可能となっております。

### 日程

・eラーニング研修映像の配信受講期間（講義12時間・演習3時間の配信期間）

令和6年11月11日（月）10時00分～令和6年12月27日（金）17時00分まで

・講義（12時間）と演習（3時間）を、上記の配信受講期間内に必ず受講してください。

・各園所等で演習を実施する際は、必ず受講者複数名（2名以上）で研修動画（演習部分）を視聴・実施ください。※詳細は2ページ「研修カリキュラム」をご覧ください。

### 受講対象

大阪府内の保育園・認定こども園において、保護者支援・子育て支援分野のリーダー的役割を担う方※勤務予定の方も申込対象となります。

### 受講定員

500名

（受講決定等・対応事務により予め定員数を上記に設定しております）

### 受講料

保育部会会員：4,000円 会員でない方：8,000円 ※受講決定通知兼請求書をメールにてお送りさせていただきます。

### 申込方法

《申込期限：令和6年10月25日（金）17時00分まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、**申込みフォーム**にアクセスいただき、お申込みください（申込者への通知等の対応事務のため、申込期限は厳守させていただきます。原則先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合、1施設あたりの参加者数を制限させていただく場合がございます。会員でない方は、保育部会事務局までお問い合わせください。

### 実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会

## 研修カリキュラム

### 【eラーニング配信（講義部分 12 時間・演習 3 時間の全 15 時間）】

| 講義テーマ                                                    | 研修内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>講義①</b><br>保護者支援・子育て支援の意義<br>（1 時間×1 講義）              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所における保護者支援・子育て支援の意義について理解を深めます。まず、法令などにみる保護者支援・子育て支援の位置づけを確認した上で保護者の第一義的責任について考えます。<a href="#">ワーク課題 1-1・1-2</a></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>講義②</b><br>保護者に対する相談援助<br>（1 時間×5 講義）                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワークの展開過程を踏まえて、ニーズをどのようにとらえるのか、ストレングス視点をもった支援の在り方を考えていきます。<a href="#">ワーク課題⑤</a></li> <li>・送迎時の支援事例を通して、保護者支援・子育て支援のポイントを考えていきます。<a href="#">ワーク課題⑥</a></li> <li>・個人懇談といった場面での支援の在り方について理解を深めます。<a href="#">ワーク課題⑦</a></li> <li>・トラブル事例への支援の在り方について理解を深めます。<a href="#">ワーク課題⑧</a></li> <li>・「自分も相手も大切に自己表現」という意味をもつコミュニケーションの考え方と技法としてのアサーションについて理解を深めた上で、保育場面における DESC 法について学びます。<a href="#">ワーク課題⑫</a></li> </ul> |
| <b>講義③</b><br>地域における子育て支援<br>（1 時間×4 講義）                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族とは何かを改めて考えた上で、核家族の孤立化という今日的課題について、理解を深めます。<a href="#">ワーク課題 2-1・2-2</a></li> <li>・保護者支援・子育て支援の基本的視点を踏まえて、保育士の専門性を生かした保護者支援・子育て支援について考えていきます。<a href="#">ワーク課題④</a></li> <li>・共感的理解を中心に据えた応答の在り方について理解を深めていきます。<a href="#">ワーク課題⑨</a></li> <li>・信頼関係構築のための技法として、ジョイニング、多方面への肩入れといった技法を学びます。<a href="#">ワーク課題⑪</a></li> </ul>                                                                                           |
| <b>講義④</b><br>虐待予防<br>（1 時間×1 講義）                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今日、大きな問題となっている児童虐待について、現状を確認したうえで、子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント、支援の在り方について理解を深めます。<a href="#">ワーク課題③</a></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>講義⑤</b><br>関係機関との連携、地域資源の活用<br>（1 時間×1 講義）            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族をひとつのシステムとしてとらえる視点について理解を深めていきます。<a href="#">ワーク課題⑩</a></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 演習テーマ                                                    | 研修内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <b>演習①</b> （1 時間×1 演習）<br>今日の家族の課題と支援のあり方                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク課題【1-2、2-1、2-2、3】を通して、園長等による助言のもと、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行います。日々の保育の中で出会う家族を通して、今日の家族の課題と支援の在り方を話し合います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>演習②</b> （1 時間×1 演習）<br>保護者との関わりにおいて工夫していること、気をつけていること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク課題【4、5、6、7】を通して、園長等による助言のもと、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行います。保護者との関わりにおいて工夫していること、気をつけていることについて話し合います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <b>演習③</b> （1 時間×1 演習）<br>子育て支援のための技法の活用                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク課題【9、10、11、12】を通して、園長等による助言のもと、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行います。研修で学んだ支援のための技法をどのように活用していくのかについて話し合います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 講 師（講義・演習）

大阪成蹊大学 教育学部 教授/教育学部長 やまもと  
ともや  
山本 智也 氏

プロフィール：1998 年大阪教育大学 大学院教育学研究科 実践学校教育専攻修士課程 修了

2003 年武庫川女子大学 大学院臨床教育学研究科 臨床教育学専攻博士後期課程 修了

主な担当科目：教育学概論/子育て支援/ 子ども家庭支援論/ 保育実習指導Ⅰ-2

【大学院】現代教育実践学Ⅰ（臨床教育学）/ 研究指導Ⅱ

主な著書：「Youth Worker Hand-book 2 ユースワーカー基礎編」(子ども・若者支援専門職養成研究所発行)

「子ども家庭福祉専門職のための子育て支援入門」(ミネルヴァ書房 2019 年 5 月)

「「家庭団欒」の教育学」(福村出版 2016 年 6 月)

# (案)

大社福施発第〇号  
令和〇年〇月〇日

保育部会 会員施設長各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
保 育 部 会 長 森 田 信 司  
( 公 印 略 )

## 令和 6 年度 第 47 回保育海外研修のご案内について

本会の運営につきましては、日頃より格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、この度、標記保育海外研修を下記のとおり開催いたしますので、参加ご希望の施設は、別紙

「参加申込書」にご記入のうえ、お申込ください。

なお、お申込みに際しましては、近年の物価高騰の影響により燃料等の高騰の影響から、あらかじめ保育部会の「保育海外研修積立制度」に、1人あたり 30 万円必要となりますことをご了承願います。

なお、各会員施設の積立の有無等につきましては、令和 6 年 3 月末現在の積立残高を別途ご案内いたしますので、あわせてご確認をお願い申し上げます。

### 記

1. 研 修 先      **シンガポール**

2. 期      日      **令和 7 年 1 月 14 日 (火) ~ 1 月 18 日 (土)    3 泊 5 日**

※詳細については別紙「旅程表」をご覧ください。

3. 定      員      50 名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

4. 参 加 費      **300,000 円**

※参加費は、あらかじめ積立いただきます「保育海外研修積立金」から取崩します (ご請求書は送付いたしません)。詳細は、別紙ご案内をご確認ください。

※積立金額が参加費に満たない場合は、別途積立金 (参加費) 納入について、お手続きいただきたく存じます。

5. 申      込      **令和 6 年 10 月 17 日 (木) 午後 5 時まで**に、参加申込フォームからお申込みください。

※参加申込時には、パスポート (写し) のご提出は必要ありません。渡航手続きについては、旅行会社より別途ご案内申し上げます。

# (案)

## 6. その他

(1)参加費には次の経費が含まれております。

- ①利用運送機関（航空券代金、現地専用車）の運賃・料金（空港税・入国諸税・燃料サーチャージを含みます。）
- ②研修・観光料金（旅程表に記載の観光に伴うガイド料金・入場料）
- ③宿泊料金（原則として2名1室利用。個室の場合は、追加料金80,000円（3泊分）を申し受けます。）
- ④食事料金（旅程表に記載の食事料金およびサービス料）
- ⑤団体行動中の税・サービス料・チップ
- ⑥手荷物運搬料金（1名につきスーツケース1個の手荷物（規定重量内）の全行程の運搬料金）
- ⑦添乗員経費

(2) 以下に例示する内容は、参加費に含まれておりません。

- ①超過手荷物運搬料金（各種運送機関が定めた重量・容量・個数を超えるもの）
- ②旅程表に記載のない食事代・飲料代
- ③個人的性質の諸費用（クリーニング代、電話代等）
- ④土産品および持込品に関わる関税
- ⑤傷害・疾病に関わる医療費等
- ⑥渡航手続費用（旅券発行印紙代）
- ⑦海外旅行傷害保険（任意保険）
- ⑧オプションツアー代金（研修参加者に別途ご紹介します）

(3) 11月頃を目処に「渡航説明会」を実施いたします  
（参加申込者に対し、別途ご案内いたします）

(4) 研修参加者には、視察時の「土産作成担当」「記録担当」等の役割分担をさせていただきます。

7. 幹事ブロック 南大阪ブロック 団長 向井 秋久 氏  
(社会福祉法人千早赤阪福祉会 理事長)

8. 事務局 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 施設福祉部（担当：澤）  
TEL：06-6762-9001 FAX：06-6768-2426

9. 旅行会社 株式会社JTB 大阪第二事業部（担当：平野）  
TEL：06-6260-0151 FAX：06-6260-0178

# (案)

## 第 47 回保育海外研修 旅程表（予定）

旅行先：シンガポール方面

旅行期間：2025 年 1 月 14 日（火）～2025 年 1 月 18 日（土）5 日間

| 日次 | 日付          | 地名                   | 現地時刻                    | 交通機関             | スケジュール                                                                          | 食事                |
|----|-------------|----------------------|-------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1  | 1/14<br>(火) | 関西国際空港<br>シンガポール     | 10:10<br>16:05<br><br>夜 | SQ619<br><br>専用車 | 空路、シンガポールへ<br><br>税関通過後、夕食会場へ<br><br>ホテル着<br><br>＜ボコオーチャードシンガポール泊＞              | 昼：機内<br>夕：○       |
| 2  | 1/15<br>(水) | シンガポール               | 午前<br><br>午後<br><br>夕刻  | 専用車              | シンガポール市内観光<br><br>シンガポール教育視察（1 カ所予定）<br><br>シンガポール市内夕食<br><br>＜ボコオーチャードシンガポール泊＞ | 朝：○<br>昼：○<br>夕：○ |
| 3  | 1/16<br>(木) | シンガポール               | 午前                      | 専用車              | マレーシア・ジョホールバル日帰り観光<br><br>＜ボコオーチャードシンガポール泊＞                                     | 朝：○<br>昼：○<br>夕：－ |
| 4  | 1/17<br>(金) | シンガポール               | 午前<br><br>夕刻            | 専用車              | 終日：自由行動（レイトチェックアウト付）<br>※オプションツアー有り<br><br>ホテル発<br>シンガポール市内夕食後、空港へ<br><br>＜機内泊＞ | 朝：○<br>昼：－<br>夕：○ |
| 5  | 1/18<br>(土) | シンガポール<br><br>関西国際空港 | 01:30<br><br>08:35      | SQ618            | 空路、直行便にて大阪へ<br><br>税関通過後、解散                                                     | 朝：機内<br>昼：－       |

■利用航空会社：シンガポール空港（SQ）

■添乗員：添乗員が 1 名同行し、旅程管理業務を行います。

※上記旅程表は現在の予定であり、参加申込者数や現地状況に伴いまして変更となる場合がございます。  
※宿泊先は原則として 2 名 1 室利用となります。シングル利用を希望の方は追加料金 80,000 円が必要となります。

※1 月 17 日（金）のホテルチェックアウト時刻は～12:00 となります。レイトチェックアウト～18:00 をご希望の方は追加料金 26,000 円／1 部屋が必要となります。

※航空会社はシンガポール航空をご予定しております。ビジネスクラスへのアップグレードをご希望の方は追加料金 450,000 円が必要となります。

※研修参加者には、株式会社 JTB が提供するオプションツアーを別途ご紹介します。

※研修参加者は、視察時の「土産作成担当」「記録担当」等の役割分担をさせていただきます。

令和6年10月1日  
大社福施発第434号

保育部会会員施設 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
保育部会 調査研究委員会  
委員長 門谷 一 希  
< 公 印 略 >

## 子育て支援員におけるアンケート調査について（依頼）

本会の運営につきまして、日頃より格別のご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、地域において保育や子育て支援に関心をもち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、必要な知識や技術等を習得するため全国共通の研修制度、「子育て支援員」の養成研修が行われているところであります。

しかしながら、市町村によっては、子育て支援員養成研修が行われておらず、子育て支援員を採用したくても出来ない、あるいは研修が実施されていても定員が少なく研修を受けることができない等、さまざまな問題を抱えている状況があります。

この子育て支援員の資格は、保育士・保育教諭の負担軽減を目的として創設され、職場環境の改善や有資格者の離職防止など、人材確保が課題の施設運営において、大変貴重な人財になりうる資格であることは言うまでもありません。

保育士資格保有者の採用が困難であることから、まず無資格者を採用し、勤務しながら「子育て支援員」研修を受講して頂き、その経験を積み、保育士資格を取得してもらうなど、段階的なスキルアップが可能であり、また今までと違った保育人材の確保策を図ることができ、非常に有意義な事かと思えます。

つきましては、この「子育て支援員」を養成するにあたり、各施設がどのような現状であるかを調査させていただければと存じます。

お忙しいところ恐縮ですが、下記アドレスもしくはQRコードから2分程度で終わるアンケートになっておりますので、園単位でのご回答にご協力をよろしくお願い申し上げます。

<アドレス> <https://forms.gle/tS9mfoxEzFF5RjmM8>



締切：令和6年10月31日（木）